

第8次旭川市総合計画
基本計画
【改定版】

令和元年（2019年）12月
旭川市

目次

第8次旭川市総合計画の見直しに当たって	1
---------------------	---

第8次旭川市総合計画 基本計画

1 基本計画の趣旨	3
2 基本計画の期間	3
3 第8次旭川市総合計画の体系	4
4 都市像の実現に向けての重点テーマ	6
5 基本政策	8
基本政策1 子育てに希望を持ち、子どもの成長を支える環境づくり	8
基本政策2 生涯を通じて健康に暮らせる保健・医療の推進	10
基本政策3 互いに支え合う福祉の推進	12
基本政策4 次代の担い手が、生き生きと学ぶ教育の推進	14
基本政策5 スポーツや文化に親しみ、学びを深める環境づくり	16
基本政策6 魅力と活力のある産業の展開	18
基本政策7 温かなまちの賑わいと国内外との多様な交流の創出	20
基本政策8 四季を通じて暮らしやすい快適な都市の構築	22
基本政策9 環境負荷の低減と自然との共生の確保	24
基本政策10 安心につながる安全な社会の形成	26
基本政策11 市民、地域、行政が結び付き、心が通い合う環境づくり	28
基本政策12 広域連携によるまちづくり	30
基本政策13 機能的で信頼される市役所づくり	32
6 都市づくりの基本方策	34

総合計画の推進について

1 P D C Aサイクルについて	37
2 推進計画について	38
3 S D G s（持続可能な開発目標）と総合計画の関係について	38

資料編

1 成果指標一覧	46
2 都市づくりの基本方策の再編	53
3 基本計画の見直しに係る主な経過	57
4 職員ワーキンググループ	58
5 旭川市総合計画審議会	60

第 8 次旭川市総合計画の見直しに当たって

第 8 次旭川市総合計画は、総合的かつ計画的な市政運営を図るための最上位の計画であり、目指す都市像である「世界にきらめく いきいき旭川 ～笑顔と自然あふれる 北の拠点～」とその都市像の実現に向けた中長期的なまちづくりの方向性を示しています。

第 8 次旭川市総合計画における基本構想及び基本計画の期間は、いずれも平成 28 年度からの 12 年間ですが、基本計画については、実効性をより高めるため、社会経済情勢の変化等を踏まえて原則 4 年ごとに見直すこととしており、第 1 期目の見直しの時期となる令和元年度に、基本計画の見直しを実施しました。

基本計画の見直しに当たり、まず、第 8 次旭川市総合計画に掲げた成果指標の達成状況をはじめ、これまでの成果や課題の把握等を目的に、「第 8 次旭川市総合計画進捗状況報告書」を作成し、基本計画を構成する「基本政策」、「都市像の実現に向けての重点テーマ」及び「都市づくりの基本方針」について、職員ワーキンググループの報告の内容も参考に、見直しの要素や次期の基本計画に向けた考え方を整理しました。

次に、「第 8 次旭川市総合計画進捗状況報告書」の内容や社会経済情勢の変化等を踏まえ、旭川市総合計画審議会から得られた意見も参考に、平成 31 年 4 月に、基本計画見直しの基本的な考え方となる「第 8 次旭川市総合計画基本計画見直しの考え方」を決定し、主に、「子どもに関する喫緊の課題への対応」、「本市にふさわしい高等教育機関の設置に向けた検討の継続」、「スノーリゾート地域の構築などによる通年滞在型観光の推進」、「旭川空港の利用促進、公共交通の維持・存続」、「多発する自然災害への対策」及び「持続可能な開発目標（SDGs）の方向性と連動した施策の推進」という要素を視点に据え、見直しを行うこととしました。

その後、「第 8 次旭川市総合計画基本計画見直しの考え方」の内容等を踏まえ、令和元年 8 月に、「第 8 次旭川市総合計画基本計画改定案」を決定し、同案について、意見提出手続（令和元年 8 月 28 日～令和元年 9 月 30 日）及び市民説明会（令和元年 8 月 29 日～令和元年 9 月 8 日、市内 5 か所で実施）を実施するとともに、旭川市総合計画審議会に諮問を行い、計 4 回にわたる審議の結果、同年 11 月に、同審議会から、答申を受領しました。

これらで得られた意見を踏まえ、主に、「認知症対策の推進」、「福祉や介護に関わる人材の確保」、「雪を災害として捉えた対策」及び「地域まちづくり推進協議会の活動の活発化」という要素について、反映を行い、同年 12 月に、「第 8 次旭川市総合計画 基本計画【改定版】」を策定しました。

第 8 次旭川市総合計画に掲げる目指す都市像の実現に向けては、引き続き、本市の地域資源を最大限に活用し、魅力的な地域づくりを中長期的に推進していく必要があることから、今後も、改定後の基本計画のもと、本市を取り巻く課題に的確に対応していくとともに、市民をはじめ、関係者の皆様とも連携を図りながら、着実に計画を推進していきます。

第 8 次旭川市総合計画 基本計画

1 基本計画の趣旨

(1) 目的

基本計画は、基本構想に掲げる目指す都市像や基本目標の実現に向けて、基本政策ごとの取組の方向を体系的に明らかにした「基本政策プラン」として、総合的かつ計画的な施策展開を図るために策定します。

(2) 構成

基本計画は、基本構想で掲げた5つの基本目標と13の基本政策に基づき、福祉・子育て、教育・文化、産業・交流、環境・都市基盤、住民自治や自治体経営などの基本政策ごとに、目標像、成果指標、現状と課題、施策で構成しています。

さらに、基本構想の「都市構造の方向性」に基づき、「都市づくりの基本方策」を示しています。

なお、成果指標は、基本政策に掲げる目標像の達成度合いを客観的に計るために設定するもので、目標値を定め、計画の進捗管理に活用します。

また、本市の諸課題の解決に向けて「選択と集中」を図るため、3つの重点テーマを掲げ、30の施策のうち特に重点的に取り組む「重点施策」を設定します。

2 基本計画の期間

基本構想と同様に、平成28年度（2016年度）から令和9年度（2027年度）までの12年間とします。

なお、基本計画の実効性をより高めるため、社会経済情勢の変化等を踏まえて原則4年ごとに見直します。

3 第8次旭川市総合計画の体系

基本構想

目指す
都市像

世界にきらめく
笑顔と自然あふれる
北の拠点
いきいき旭川

基本目標 1 すくすくと子どもが育ち、誰もが健やかに暮らせるまちを目指します

基本政策 1 子育てに希望を持ち、子どもの成長を支える環境づくり

基本政策 2 生涯を通じて健康に暮らせる保健・医療の推進

基本政策 3 互いに支え合う福祉の推進

基本目標 2 たくましく未来を拓く人材を育み、生涯を通じて学べるまちを目指します

基本政策 4 次代の担い手が、生き生きと学ぶ教育の推進

基本政策 5 スポーツや文化に親しみ、学びを深める環境づくり

基本目標 3 活力と賑わいにあふれ、経済が力強く発展するまちを目指します

基本政策 6 魅力と活力のある産業の展開

基本政策 7 温かなまちの賑わいと国内外との多様な交流の創出

基本目標 4 自然と共生し、安全・安心な社会を支える強靱なまちを目指します

基本政策 8 四季を通じて暮らしやすい快適な都市の構築

基本政策 9 環境負荷の低減と自然との共生の確保

基本政策 10 安心につながる安全な社会の形成

基本目標 5 互いに支え合い、共に築くまちを目指します

基本政策 11 市民、地域、行政が結び付き、心が通い合う環境づくり

基本政策 12 広域連携によるまちづくり

基本政策 13 機能的で信頼される市役所づくり

都市構造の方向性

基本計画

重点テーマⅠ 子育て・こども 生き生き 未来づくり

重点テーマⅡ 学びと 活き活き 賑わすびほ

重点テーマⅢ 地域 いきいき 温めびほ

重点

施策1 妊娠・出産・子育てに関する支援の充実

重点

施策2 子育て環境の充実

施策1 市民の主体的な健康づくりと安心な医療の推進

施策2 安全な衛生環境の確保

施策1 適切な福祉サービスの提供

施策2 互いに支え合う地域福祉の充実

重点

施策1 社会で自立して生きていく力を培う教育の推進

重点

施策2 安全・安心な教育環境の整備

施策3 家庭や地域とともにある学校づくりの推進

施策1 生涯を通じた学びの振興

施策2 個性豊かな北国らしい文化の振興

重点

施策3 スポーツ・レクリエーションの振興

重点

施策1 魅力の活用、発信と競争力の強化

重点

施策2 地域産業の持続的発展

重点

施策1 まちの活性化と公共交通網の充実

重点

施策2 四季を通じた観光の振興

重点

施策3 多様な交流と国際化の推進

施策1 市民生活を支える都市機能の維持

施策2 暮らしやすい都市環境の充実

施策1 自然共生社会の形成

施策2 循環型社会の形成

施策3 低炭素社会の形成

施策1 危機対応力の強化

施策2 交通安全と防犯体制の充実

重点

施策1 市民主体のまちづくりの推進

施策2 地域主体のまちづくりの推進

施策3 男女共同参画社会の形成

施策1 広域自治体ネットワークの強化

施策1 信頼に応える市政の推進

施策2 効率的で効果的な行財政運営の推進

都市づくりの基本方策

4 都市像の実現に向けての重点テーマ

第8次旭川市総合計画では、目指す都市像である「世界にきらめく いきいき旭川 ～笑顔と自然あふれる 北の拠点～」の実現に向けて、特に戦略的・横断的に推進する重点テーマを掲げ、このテーマに基づき、基本計画の施策分野の中から、計画全体の着実な推進を先導していく「重点施策」を設定します。

(1) 重点テーマ設定の視点

国と地方にとって、少子高齢化・人口減少の進行が共通課題となっている中、国では、幼児教育や高等教育の無償化などの少子化対策、外国人労働者の受入拡大など労働力不足への対応、働き方改革による雇用環境対策なども進めているほか、急速に発展するAIや自動走行など先端技術の社会への導入を図ろうとしています。本市においても、こうした人口減少に伴う影響や国の動向に対応し、子育て環境の充実をはじめ、移住促進や学生など若者の流出防止等の人口減少対策の強化のほか、労働力不足への対応やその手法としての先端技術の導入などが求められています。

また、市民一人一人が生き生きとした暮らしを送るためには、本市の恵まれた地域資源を最大限に活用し、まちの魅力を高めていくことが重要です。

こうした、「人口減少の抑制」と「魅力的な地域づくり」を効果的かつ集中的に推進するため、まちの未来を担う「こども」、まちの賑わいと活力を生む「しごと」、まちの温もりを支える「地域」に視点を当て、次のとおり重点的に取り組む3つのテーマを設定します。

- 重点テーマⅠ こども 生き生き 未来づくり
～新時代を生きる子どもたちが明るく成長できるまちづくり～
- 重点テーマⅡ しごと 生き生き 賑わいづくり
～多くの人が行き交い、安心して働き続けるまちづくり～
- 重点テーマⅢ 地域 いきいき 温もりづくり
～地域の支え合いのもと暮らしの安心を維持するまちづくり～

(2) 重点テーマに基づく重点施策

重点テーマⅠ こども 生き生き 未来づくり

人口減少をできる限り抑制するため、これまで取り組んできた待機児童の解消や医療費助成などのほか、結婚、妊娠、出産、子育てなどへの切れ目のない支援を行い、子どもを安心して生み育てることのできる環境を創出します。

また、子どもが地域で生き生きと育ち、夢と希望を持って学ぶことができる環境づくりや一人一人の個性や能力を伸ばすことのできる質の高い教育を進めるとともに、本市にふさわしい高等教育機関の設置に向けた検討を進めるなど、まちの未来を担う人づくりを推進します。

重点テーマⅠ こども 生き生き 未来づくり

〔重
点
施
策〕

基本政策1－施策1 妊娠・出産・子育てに関する施策の充実

基本政策1－施策2 子育て環境の充実

基本政策4－施策1 社会で自立して生きていく力を培う教育の推進

基本政策4－施策2 安全・安心な教育環境の充実

重点テーマⅡ しごと 生き活き 賑わいづくり

まちの賑わいを創出するため、中心市街地の活性化に向けた取組を進めるほか、ものづくり、食と農、医療・福祉の集積、大規模自然災害が少ないといった様々な地域の資源や特性を生かし、地場産業の振興をはじめ、ブランド力の向上、新たな産業の創出や企業誘致の推進、スポーツの振興など地域経済の活性化を図ります。

また、労働力の確保に向けて、若者をはじめ、女性やシニア世代など多様な人材が活躍しやすい環境づくりを進めます。

さらに、本市をはじめとした北北海道の豊かな魅力を国内外へ発信しながら、その魅力を活用した新たな観光資源の発掘や移住・定住に向けた受入環境の充実を図るとともに、旭川空港をはじめ交通や都市機能の集積といった圏域における本市の拠点性を発揮しながら、多様な交流を促進し、多くの人々を惹き付け、賑わいのある生き活きとしたまちづくりを推進します。

重点テーマⅡ しごと 生き活き 賑わいづくり

〔
重
点
施
策
〕

基本政策 5－施策 3 スポーツ・レクリエーションの振興

基本政策 6－施策 1 魅力の活用、発信と競争力の強化

基本政策 6－施策 2 地域産業の持続的発展

基本政策 7－施策 1 まちの活性化と公共交通網の充実

基本政策 7－施策 2 四季を通じた観光の振興

基本政策 7－施策 3 多様な交流と国際化の推進

重点テーマⅢ 地域 いきいき 温もりづくり

人と人とのつながりを強化するため、防犯や防災、子育て、福祉等において、世代を超えた地域の支え合いを支援するなど、他の重点施策をはじめ、各施策間の連携を図りながら、市民や地域主体の活動を活発化するための取組を進めます。

また、地域の多様な魅力を生かした個性豊かな地域づくりや様々な課題解決に向けた相談支援のほか、人や情報が集まる活動拠点の機能充実などにより、地域を愛する心の醸成やコミュニティの強化を図り、温もりに満ち、誰もがいきいきと暮らせる地域づくりを推進します。

重点テーマⅢ 地域 いきいき 温もりづくり

〔
重
点
施
策
〕

基本政策 11－施策 2 地域主体のまちづくりの推進

5 基本政策

基本目標 1 すくすくと子どもが育ち、誰もが健やかに暮らせるまちを目指します

基本政策 1 子育てに希望を持ち、子どもの成長を支える環境づくり

誰もが希望を持ち、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、仕事との両立のための支援をはじめ、子どもの成長過程や家庭環境などに応じた支援に取り組みます。

また、子ども一人一人が家庭の中で愛情を受けながら健やかに育つことはもとより、社会全体で子どもの成長を支え、共に喜びを感じることでできる環境づくりを進めます。

【目標像】

- 安心して子どもを生み、育てることのできる環境が整い、子どもがすくすくと成長しています。
- 子どもの成長を喜び合うことのできる温かな地域社会が形成されています。

【成果指標】

指標名及び説明	基準値	第1期実績値 (R1) (2019)	第1期目標値 (R1) (2019)	第2期目標値 (R5) (2023)	第3期目標値 (R9) (2027)
合計特殊出生率 (本市が子どもを生み育てやすい環境にあるかを計ります)	旭川市 1.28 (H26) 全国 1.42 (H26)	旭川市 1.31 (H30) 全国 1.42 (H30)	全国値	全国値	全国値
年少人口割合 (子どもが生まれ育ち、本市が持続的に発展する人口構成になっているかを計ります)	旭川市 11.5% (H27) 全国 12.9% (H27)	旭川市 10.9% (R1) 全国 12.2% (R1)	全国値	全国値	全国値
子どもたちが健やかに成長していると感じる市民の割合 (地域において次代を担う子どもたちが健全に育っているかを市民の意識で計ります) [旭川市民アンケート調査]	55.5% (H27)	59.9% (R1)	60%	65%	70%

【成果指標の考え方及び指標の取り方】

- **合計特殊出生率**
 - ・全国値より低い水準で推移していることから、全国値を目標とします。
 - ・市の値は住民基本台帳人口と人口動態統計出生数から算出し、全国値は人口動態統計としています。
- **年少人口割合**
 - ・全国値よりも低い水準で推移していることから、全国値を目標とします。
 - ・1月1日現在の住民基本台帳人口としています。
- **子どもたちが健やかに成長していると感じる市民の割合**
 - ・市民の過半数が子どもたちが健やかに育っていると感じており、その割合が増加することを目標とします。
 - ・市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています。

【現状と課題】

少子高齢化・人口減少、核家族化が進む中、地域とのつながりの希薄化、女性の社会進出などにより、子どもを育てる環境が変化しています。

本市が実施した子育て中の保護者を対象とするアンケート調査（平成30年度）においても、前回調査（平成25年度）時から約1割減少しているものの、依然として約3割の方が「子育てに関する不安を感じている」と回答しています。

今後、少子高齢化・人口減少が更に進行することが見込まれることから、次代を担う子どもを安心して育てることのできる環境を更に充実させていくことが不可欠です。

また、近年、増加傾向にある児童虐待や子どもの貧困といった問題が全国的に顕在化してきており、これらへの早急な対策が求められています。

このため、認可保育所や放課後児童クラブの待機児童ゼロを継続するとともに、子育てに関する様々な問題やニーズを捉えた効果的な施策の展開を図り、家庭のみならず、身近な地域や企業等が関わりながら、子育てや子どもの成長を支えていくことが重要です。

施策1 妊娠・出産・子育てに関する支援の充実 **重点**

妊娠・出産・子育てに関する不安を和らげ、安心した暮らしを送ることができるよう、各種相談や健診、訪問などを通じて妊産婦や保護者等が抱える課題の解消や子どもの成長段階に応じた効果的な情報提供を行うほか、児童虐待の防止や対応に向けた体制を整備するなど、関係機関との連携を強化しながら、子どもの状況に応じた総合的な相談支援体制の充実を図ります。

また、子どもが健やかに育つ家庭環境づくりのため、子育てに関わる経済的支援を進めます。あわせて、結婚に関する情報提供などの支援を行います。

施策2 子育て環境の充実 **重点**

子ども自身の成長を促すとともに、保護者の子育てと仕事の両立を支えるため、保育所・認定こども園の充実や放課後における子どもの居場所づくり、保育士など子育てに関わる人材の育成、確保や資質向上を促進し、それぞれの家庭の状況やニーズに応じた保育環境等の充実を図ります。

また、身近な場所で子どもの成長や子育てを支えるため、地域における子育て支援の拠点づくりの推進や子育てに関わる地域活動の担い手の拡大を図ります。

さらに、男性の育児参加の促進や子育てに配慮した労働環境の整備、子どもの貧困への対策など、社会全体で子育てを支える環境づくりを進めます。

基本目標 1 すくすくと子どもが育ち、誰もが健やかに暮らせるまちを目指します

基本政策 2 生涯を通じて健康に暮らせる保健・医療の推進

市民一人一人の「自分の健康は自分でつくる」という意識を高めながら、疾病予防を重視し、それぞれのライフステージに応じた主体的な健康づくりをはじめ、職場や地域ぐるみによる取組を推進します。

また、健康で安全・安心な暮らしを支えるため、衛生的な生活環境を確保するとともに、質の高い医療の提供や救急医療体制の維持に取り組みます。

【目標像】

- 健康に対する意識が高く、健診や健康相談等を通して主体的な健康づくりが実践され、心身ともに健康的な生活を送っています。
- 医療が必要になった時には、身近なところで質の高い医療が受けられ、また、救急時には、迅速かつ適切な医療が受けられる体制が整っています。

【成果指標】

指標名及び説明	基準値	第1期実績値(R1) (2019)	第1期目標値(R1) (2019)	第2期目標値(R5) (2023)	第3期目標値(R9) (2027)
健康寿命 (日常的に介護を必要としないで、健康で自立した生活ができる期間が伸びているかを計ります)	(健康寿命) 男性:78.59歳 女性:82.90歳 (H25) (平均寿命) 男性:80.03歳 女性:86.03歳 (H25)	(健康寿命) 男性:79.32歳 女性:83.75歳 (H29) (平均寿命) 男性:80.70歳 女性:86.65歳 (H29)	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加
生活習慣病の年齢調整死亡率(人口10万対) (市民の健康への意識が高まり、生活習慣病の予防、早期発見、治療が進んでいるかを計ります。)	悪性新生物(75歳未満) 男:107.1 女:57.0 虚血性心疾患 男:44.6 女:16.2 脳血管疾患 男:39.8 女:18.2 (H26)	悪性新生物(75歳未満) 男:90.3 女:64.5 虚血性心疾患 男:43.4 女:19.4 脳血管疾患 男:37.2 女:20.1 (H30)	悪性新生物(75歳未満) 男:93.9 女:50.0 虚血性心疾患 男:42.0 女:15.5 脳血管疾患 男:37.2 女:17.6	悪性新生物(75歳未満) 男:93.9 女:50.0 虚血性心疾患 男:42.0 女:15.5 脳血管疾患 男:37.2 女:17.6	悪性新生物(75歳未満) 男:93.9 女:50.0 虚血性心疾患 男:42.0 女:15.5 脳血管疾患 男:37.2 女:17.6
特定健診受診率 (健康保持や疾病予防のための受診状況を計ります)	21.8% (H26)	24.9% (H30)	38%	50%	60%

【成果指標の目標値設定の考え方及び指標の取り方】

○健康寿命

- ・平均寿命と健康寿命の差を短縮することを目標とします。
- ・厚生労働科学研究班が示す「健康寿命の算定方法の指針」で定める算定方法を用いています。

○生活習慣病の年齢調整死亡率(人口10万対)

- ・生活習慣病(がん、心疾患、脳血管疾患)による死亡者が減少することを目標とします。
- ・「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な指針」における数値を参考に算定しています。

※平成30年の数値が令和2年3月に更新されたことに伴い、第1期実績値を修正しています。

○特定健診受診率

- ・厚生労働省が示す市町村国民健康保険の目標値である60%を目標とします。
- ・本市の国民健康保険加入者の受診率を用いています。

【現状と課題】

日本人の死因の代表的な疾病である「がん」、「心疾患」、「脳血管疾患」をはじめとした生活習慣病は、身体機能や生活の質を低下させるほか、寝たきりや認知症の要因とされており、その治療や介護が必要な人の増加は、社会全体に大きな負担をもたらしています。

こうした生活習慣病を予防するためには、妊娠期・乳幼児期から高齢期まで、それぞれのライフステージに応じた健康づくりが重要です。

医療については、かかりつけ医を持つことの啓発などを実施し、恵まれた医療資源を適正に活用するとともに、医療機関相互の連携により切れ目のない医療を提供する体制の確保が必要です。また、高齢者が住み慣れた地域で安心して医療が受けられるよう在宅医療の推進も求められています。

一方、救急医療については、医師不足やいわゆるコンビニ受診の増加などが課題となっており、市民の理解と協力が不可欠です。

また、安全で衛生的な生活環境の確保に努めるとともに、世界的な感染症の流行などへの適切な対応が求められています。

施策1 市民の主体的な健康づくりと安心な医療の推進

市民の健康づくりへの意識向上を図り、子どもの頃からの食育や歯の健康づくり、健全な生活習慣の実践など、市民一人一人の主体的な健康づくりを推進し、身近な地域や職場など社会全体の取組として広げていきます。

また、特定健診やがん検診等の受診を促進するとともに、保健指導の充実を図り、健康寿命の延伸とQOL（生活の質）の向上を目指します。

さらに、市民の健康を守るため、質の高い医療を確保することをはじめ、休日・夜間における救急医療体制の維持など安心して医療を受けられる環境づくりを進めます。

施策2 安全な衛生環境の確保

安全な衛生環境を確保するため、基本的な知識の普及啓発をはじめ、関連施設への検査・指導や食品の安全性の確保、新型インフルエンザ等の感染症への対策などの健康危機管理体制の確立に努めるほか、墓地・火葬場の適切な運用等に取り組みます。

さらに、動物愛護精神を普及するため、適正・終生飼養の啓発や譲渡などの取組を推進しながら、公衆衛生の向上を図ります。

基本目標 1 すくすくと子どもが育ち、誰もが健やかに暮らせるまちを目指します

基本政策 3 互いに支え合う福祉の推進

高齢者や障害者などへの適切な福祉サービスの提供をはじめ、人と人との支え合いによるセーフティネットを構築し、自立を支援しながら、誰もが住み慣れた地域で安心と温もりを感じることができる福祉を推進します。

【目標像】

- 住み慣れた地域で適切な福祉サービスの提供を受け、安心して自分らしい生活が送れる環境が整っています。
- 支援を必要とする人に対し、地域における支え合いなどのセーフティネットが構築されています。

【成果指標】

指標名及び説明	基準値	第1期実績値 (R1) (2019)	第1期目標値 (R1) (2019)	第2期目標値 (R5) (2023)	第3期目標値 (R9) (2027)
互いに助け合いながら暮らしていると感じている市民の割合 (互いの支え合いの中で安心して暮らすことのできる環境にあるかを市民の意識で計ります) [旭川市民アンケート調査]	43.5% (H27)	42.9% (R1)	49%	54.5%	60%
障害者の雇用率 (障害者の社会参加が進んでいるかを計ります)	2.07% (H26)	2.19% (H30)	法定雇用率以上	法定雇用率以上	法定雇用率以上
前期高齢者のうち、要介護1以上の認定を受けている高齢者の割合 (介護予防等の効果を、前期高齢者のうち、要介護1以上の認定を受けている人の割合で計ります)	3.41% (H26)	3.26% (H30)	3.41%以下	3.34%以下	3.34%以下

【成果指標の目標値設定の考え方及び指標の取り方】

- 互いに助け合いながら暮らしていると感じている市民の割合
 - ・市民の半数近くが互いに助け合いながら暮らしていると感じており、その割合が増加することを目標とします。
 - ・市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています。
- 障害者の雇用率
 - ・障害者の雇用の促進等に関する法律に定める法定雇用率を下回らないことを目標とします。
- 前期高齢者のうち、要介護1以上の認定を受けている高齢者の割合
 - ・介護予防等により、要介護1以上の高齢者の割合が3.34%以下になることを目標とします。

【現状と課題】

少子高齢化・人口減少が進む中、2025年には団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になり、認知症など、支援を必要とする高齢者や、単身高齢者世帯、高齢者のみの世帯が今後ますます増加すると予想されます。また、地域コミュニティへの参画意識の希薄化や住民同士の地域におけるつながりの脆弱さ等から孤立死なども社会問題化しています。

こうした中で、増加傾向にある高齢者や障害者、生活困窮者等に対して、適切な福祉サービスを提供しながら、社会保障制度を安定的に運用していくことが必要です。

そのためには、従来の公助による福祉サービスの提供だけでなく、地域の人材や多様な地域資源を活用しながら、住民が主体となって支え合う、互助・共助の仕組みの構築をはじめ、自立に向けた支援を行うとともに元気な高齢者を増やしていくことが重要となってきます。

今後は「地域包括ケアシステム」の深化と推進を図るなど、誰もが住み慣れた地域で安心して生きがいを持った生活を送ることができる環境づくりが求められています。

施策1 適切な福祉サービスの提供

高齢者や障害者、生活困窮者等にとって必要な生活支援をはじめ、様々な福祉分野の情報を分かりやすく提供します。

また、福祉や介護に関わる人材の確保に向けた取組を進めるとともに、地域包括支援センターや障害者総合相談支援センター、自立サポートセンターなどの相談機関が連携を深め、複合的な課題に対応できるよう、体制の充実を図ります。

さらに、高齢者への介護予防や認知症対策の推進、自殺予防対策などこころの健康づくりに向けた取組の充実をはじめ、高齢者や障害者、生活困窮者等の多様なニーズに応じた福祉サービスを提供するとともに、心身の状況や家庭環境などに応じた就労等の支援を通じて、地域における自立支援を進めます。

施策2 互いに支え合う地域福祉の充実

互助・共助の取組の重要な担い手となるボランティアをはじめ、豊かな知識と経験を持つ元気な高齢者など、地域において福祉に関わりを持つ多様な人材の育成や活用を進めます。

また、市内に広く点在する拠点施設をそれぞれの地域における交流の場として活用し、様々な世代の住民同士のつながりを深める取組を進めます。

さらに、誰もが生きがいを持ち、互いに支え合いながら、健やかに暮らすことができるよう、地域の人材や施設など様々な資源を組み合わせた地域福祉の仕組みを構築します。

基本目標 2 たくましく未来を拓く人材を育み、生涯を通じて学べるまちを目指します

基本政策 4 次代の担い手が、生き生きと学ぶ教育の推進

次代を担う子どもや若者が、安全・安心で快適な教育環境の中で生き生きと学び、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む質の高い教育を進めるとともに、家庭・地域との連携を図り、地域に開かれた学校づくりを推進します。

また、社会で自立的に生きていくための力を育み、個性に磨きをかけ、まちの発展を担うとともに、世界で活躍する人づくりを進めます。

【目標像】

- 子どもたちが心身ともに健やかに成長し、社会で自立して生きていく力を培う教育が行われています。
- 教育に関わる施設などの環境整備が進み、子どもたちの安全・安心が確保されています。
- 学校・家庭・地域の連携が図られ、地域で取り組む教育活動が推進されています。

【成果指標】

指標名及び説明	基準値	第1期実績値 (R1) (2019)	第1期目標値 (R1) (2019)	第2期目標値 (R5) (2023)	第3期目標値 (R9) (2027)
子どもたちが健やかに成長していると感じる市民の割合（再掲） (地域において次代を担う子どもたちが健全に育っているかを市民の意識で計ります) [旭川市民アンケート調査]	55.5% (H27)	59.9% (R1)	60%	65%	70%
子どもたちへの教育環境が充実していると感じる市民の割合 (児童生徒等の教育環境（学校施設や指導体制など）の充実が図られているかを市民の意識で計ります) [旭川市民アンケート調査]	31.6% (H27)	34.2% (R1)	35%	38.5%	42%

【成果指標の目標値設定の考え方及び指標の取り方】

- **子どもたちが健やかに成長していると感じる市民の割合**
 - ・市民の過半数が子どもたちが健やかに育っていると感じており、その割合が増加することを目標とします。
 - ・市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています。
- **子どもたちへの教育環境が充実していると感じる市民の割合**
 - ・子どもたちへの教育環境が充実していると感じる市民が約3割と少ないことから、その割合が増加することを目標とします。
 - ・市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています。

【現状と課題】

本市を含む上川管内における小中学生の学力状況については、全道14管内の中で上位水準にあるものの、北海道全体では全国と比べて低くなっているほか、体力や運動能力についても課題が見られます。

こうした課題に対応し、次代を担う子どもたちが、社会の著しい変化の中で、自立して生きていく力を培っていくことができるよう、更なる教育の充実が求められています。

このため、引き続き少人数学級の推進などきめ細かな指導体制を拡充し、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和の取れた子どもたちを育む教育を一層推進するとともに、小中連携の促進や学校・家庭・地域の連携の強化、教職員の更なる資質能力の向上が重要です。

また、障害のある子どもたちへの就学前後を通じた一貫した支援や、いじめ・不登校などの悩みを抱える子どもたちへのよりきめ細かな支援や、経済的な支援を必要とする家庭に対する効果的な取組を充実する必要があります。

老朽化が進む学校等については、計画的に改築などの整備を継続するほか、各種安全対策を進めることが必要です。

さらに、社会的ニーズや地域特性を踏まえ、本市にふさわしい高等教育機関について検討を行っています。

施策1 社会で自立して生きていく力を培う教育の推進 **重点**

次代を担う子どもたちが、社会の変化に対応しながら自立して生きていく力を培うため、小学校における少人数学級の編制など、きめ細かな指導体制を拡充し、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和の取れた子どもたちを育む質の高い教育を推進するとともに、子どもたちにふるさとへの愛着と誇りを醸成するため、本市の特徴を生かした教育を充実します。

また、特別な支援を必要とする子どもたちや、いじめ・不登校など悩みを抱える子どもたちへの支援や各種相談体制等を充実します。

さらに、高等教育機関や企業などの連携を促進することで、本市に愛着を持ち、地域社会に貢献する人材や地域産業を担う人材を育成するとともに、地域のシンクタンクとしての機能を発揮し、地域の活性化につなげることはもとより、世界にも通用する人材を育成することもできる、本市にふさわしい高等教育機関の設置に向けた検討を進めます。

施策2 安全・安心な教育環境の整備 **重点**

安全・安心な教育環境を整備するため、老朽化が進む学校などの教育に関わる施設・設備等の計画的な維持・更新や耐震化を推進するほか、小中連携・一貫教育の推進を視野に入れた通学区の見直しなどに取り組むとともに、保護者等の理解を得ながら、学校規模の適正化を推進します。

また、子どもたちを事故や犯罪から守るために、関係機関や地域と連携し、通学路等における必要な安全対策を推進します。

さらに、教育の機会均等を図るため、就学助成など保護者の経済的な負担を軽減するとともに、子どもたちの夢と希望の実現を後押しするための取組を進めます。

施策3 家庭や地域とともにある学校づくりの推進

家庭や地域とともにある学校づくりの推進のため、引き続き、小中連携・一貫教育に取り組むとともに、保護者や地域住民の理解と参画を得ながら、小中学校間の連携をベースとしたコミュニティ・スクールの推進を図るなど、学校・家庭・地域の連携を強化します。

また、社会情勢等の変化や今日的な教育課題に的確に対応できるよう、教職員の更なる資質能力の向上を図るとともに、学校における働き方改革を進めるなど、教職員が、より子どもたちと向き合うことができる環境づくりを推進します。

基本目標 2 たくましく未来を拓く人材を育み、生涯を通じて学べるまちを目指します

基本政策 5 スポーツや文化に親しみ、学びを深める環境づくり

生涯を通じて主体的に学ぶ機会の充実を図り、学び合いによる成果を生かしながら、地域の教育力を高めます。

また、個性豊かで北国らしい文化の振興や郷土意識の向上を図るとともに、スポーツ・レクリエーションに親しめる環境の整備や各種大会・合宿等の誘致を進め、競技力の向上やスポーツの裾野の拡大、スポーツを通じた地域活性化を図ります。

【目標像】

- 市民が主体的に学ぶための多様な情報や機会が充実し、学びの成果を地域に還元できる環境が整い、学習活動が幅広く行われています。
- 多様な文化芸術活動が活発化し、個性豊かで北国らしい文化が息づき、郷土への愛着が高まっています。
- スポーツ・レクリエーション環境の充実により、多くの市民がこれらに親しみ、スポーツ・レクリエーション活動が盛んに行われています。

【成果指標】

指標名及び説明	基準値	第1期実績値 (R1) (2019)	第1期目標値 (R1) (2019)	第2期目標値 (R5) (2023)	第3期目標値 (R9) (2027)
学習活動及び社会活動における生涯学習ボランティア数 (地域社会の担い手として、市民が自ら学んだ成果を発揮している状況を計ります)	838人 (H27)	780人 (R1)	892人	892人	1,000人
趣味・教養の講座や、今日的な課題などについて学ぶ機会が充実していると感じる市民の割合 (趣味・教養の講座や、今日的な課題などについて学ぶ機会及び環境の充実度合いを市民の意識で計ります) [旭川市民アンケート調査]	26.7% (H27)	25.5% (R1)	30%	33.5%	37%
文化芸術活動が盛んなまちであると思う市民の割合 (文化芸術に触れる機会や市民による文化芸術活動の状況を市民の意識で計ります) [旭川市民アンケート調査]	32.0% (H27)	29.3% (R1)	35%	38.5%	42%
スポーツ実施率 (市民がスポーツに取り組んでいるかを市民の意識で計ります) [旭川市民アンケート調査]	27.6% (H27)	28.6% (R1)	35%	42.5%	50%

【成果指標の考え方及び指標の取り方】

○学習活動及び社会活動における生涯学習ボランティア数

- ・学んだ成果を地域に還元している人がまだ少ないことから、生涯学習ボランティア数を基準値より増加することを目標とします。
- ・生涯学習ボランティア数は、社会教育部登録のボランティア（彫刻美術館、図書館、科学館、博物館等でボランティア登録し活動している人）人数と、生涯学習情報システム当労若者数のうちボランティア可能者（謝礼なしでの講師派遣を承諾している無償ボランティア）数としています。

○趣味・教養の講座や、今日的な課題などについて学ぶ機会が充実していると感じる市民の割合

- ・趣味・教養の講座や、今日的な課題などについて学ぶ機会が充実していると感じる市民の割合が3割に満たないことから、その割合が増加することを目標とします。
- ・市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています。

【現状と課題】

生涯を通じて心豊かに暮らしていくためには、市民それぞれの学びたいという気持ちが叶えられ、学びにより社会全体の活性化が図られる生涯学習社会の構築が重要であり、市民ニーズの多様化や社会情勢の変化等に的確に対応した各種施策や社会教育施設の機能の充実など、市民の学びを支える環境づくりが必要です。

さらに、本市において多様な文化芸術活動が発展していくためには、これらの活動への支援や、文化芸術に接する機会の拡充を図り、より多くの市民に文化芸術活動を広めていくことが重要です。

また、気軽にスポーツ・レクリエーションに親しめる環境を充実し、市民の健康づくりや体力の向上を図るとともに、賑わいにつながるイベントや大会の振興、プロスポーツチームと連携したスポーツの振興に取り組んでいくことが重要です。

オリンピック・パラリンピックを見据えた各種大会や事前合宿などの誘致は、競技力の向上や交流人口の増によるまちの活性化につながることから、本市で開催した国際大会や合宿の実績を国内外に積極的に発信し、誘致活動を進めるとともに、受入体制を整備していくことが必要です。

施策 1 生涯を通じた学びの振興

生涯を通じて自らの知識や能力の向上、暮らしの充実を目指し、自発的な意思に基づいて自らを深めようとする学習活動を推進するとともに、本市や周辺の地域が有する自然や地形に対する市民の理解を深めるなど、市民の郷土愛を育むための取組を進めます。

また、地域における学習・活動の拠点として、市民ニーズに対応した社会教育施設の機能の充実を図ります。さらに、市民が互いに学び合えるよう担い手の育成を進め、学んだ成果を地域に生かすことができる仕組みづくり、学びを通じた地域の教育力の向上に取り組みます。

施策 2 個性豊かな北国らしい文化の振興

文化芸術活動への支援や文化芸術に接する機会の充実、文化芸術関連施設の機能の充実を図るなど、多様で個性豊かな北国らしい文化の振興を図ります。

自然と共生しながら、古くからこの地に暮らしてきた人々により築かれたアイヌ文化については、伝承・保存に努めるとともに、その活用や魅力の発信等を進めます。また、優佳良織や郷土芸能についても、その魅力を国内外に発信しながら、地域文化の維持、継承に努めます。

施策 3 スポーツ・レクリエーションの振興 **重点**

市民の誰もがスポーツに取り組み、競技力の向上や、健康増進・心身のリフレッシュを図ることができるよう、個人や各団体等への活動支援や施設の維持・更新など、スポーツに親しめる環境づくりを進めるとともに、余暇の充実等につながるレクリエーションの振興を図ります。

また、子どもたちをはじめ市民がスポーツを通じて夢や希望を抱くことができるよう、プロスポーツチームと連携した取組を進めるとともに、良質なパウダースノーなどの本市が誇る自然や都市機能を生かし、周辺自治体や民間と連携しながら、受入環境の充実を図り、国内外から各種スポーツ大会や合宿等の誘致を推進するなど、総合的なスポーツの振興を図ります。

【成果指標の考え方及び指標の取り方】

○文化芸術活動が盛んなまちであると思う市民の割合

- ・文化芸術活動が盛んであると思う市民の割合が約3割と少ないことから、その割合が増加することを目標とします。
- ・市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています。

○スポーツ実施率

- ・週1回以上スポーツを行った成人が3割に満たないことから、その割合が増加することを目標とします。
- ・スポーツ実施率は、成人が週1回スポーツを実施している割合としています。
- ・市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています。

基本目標3 活力と賑わいにあふれ、経済が力強く発展するまちを目指します

基本政策6 魅力と活力のある産業の展開

良質な農産物や高品質な家具など本市が誇る地場製品のブランド化や高付加価値化を進め、競争力の向上や国内外への販路拡大を促進するとともに、地域の資源や特性を生かした企業誘致の推進や新たな産業の創出に取り組み、雇用の安定と拡大につなげるなど、本市の持つ強みを発揮し、地域産業の活性化を図ります。

また、農業やものづくり産業などの担い手の育成、確保に取り組むとともに、新規創業や新分野への進出をはじめ、意欲のある人や企業等に対する支援を行うなど、地域産業の持続的な発展を図ります。

【目標像】

- 地場製品の評価が高く、国内外で認知され、広く販売されています。
- 企業の誘致や新たな産業の創出により、地域産業が活性化しています。
- 若者をはじめ、地域での就職や起業を希望する人が、様々な分野において、自分の能力を發揮して仕事をするのできる環境が整っています。
- 生産性の高い農業が展開されており、活力ある農村集落が形成されています。

【成果指標】

指標名及び説明	基準値	第1期実績値(R1) (2019)	第1期目標値(R1) (2019)	第2期目標値(R5) (2023)	第3期目標値(R9) (2027)
一人当たりの市民所得 (経済活動により、市民生活が経済的に豊かになっているかを計ります)	旭川市 2,386千円 (H23) 全道 2,430千円 (H23)	旭川市 2,580千円 (H28) 全道 2,617千円 (H28)	一人当たりの道民所得	一人当たりの道民所得	一人当たりの道民所得
製造品出荷額等 (地場製品の競争力が向上し、国内外で広く販売されているかを計ります)	1,837億円 (H25)	2,156億円 (H29)	1,890億円	2,213億円	2,264億円
有効求人倍率 (地域の雇用が創出されているかを計ります)	旭川市 0.85倍 (H26) 全道 0.86倍 (H26)	旭川市 1.17倍 (H30) 全道 1.17倍 (H30)	全道値	全道値	全道値
農業生産額 (農業の生産性が向上しているかを計ります)	146億円 (H26)	124億円 (H30)	147億円	147億円	149億円

【成果指標の目標値設定の考え方及び指標の取り方】

○一人当たりの市民所得

- ・道民所得より低い水準で推移していることから、一人当たりの道民所得を目標とします。
- ・市の値は市民経済計算の数値、北海道の値は道民経済計算の数値としています。
- ・一人当たりの市民所得とは、市内の経済活動により新たに生み出した価値を人口で割ったものであり、個人の給与のほか、企業の利潤なども含めた市経済全体の豊かさを示すものです。

※平成28年度の数値が令和2年2月に更新されたことに伴い、基準値及び第1期実績値を修正しています。

○製造品出荷額等

- ・平成27年と平成28年の1人当たりの製造品出荷額の伸び率を参考に、生産年齢人口一人当たりの製造品出荷額等の水準（生産性の確保）に令和9年の推計生産年齢人口を乗じて得た数値を目標とします。

【現状と課題】

食品の安全・安心に対する関心の高まりなど、消費者ニーズが多様化する中、地場製品の消費拡大に向けて、消費者の嗜好などを踏まえた品質の高い商品づくりを進め、積極的なPRを行いながら、ブランド力を高めていく必要があります。

また、少子高齢化や人口減少により国内の市場が縮小する一方、経済のグローバル化が進展する中、海外の市場を視野に入れた対応が重要になるとともに、企業の誘致や新たな産業の育成、新規創業等を推進し、これらにより雇用を創出するなど、産学官などの連携も進めながら、地域経済の活性化を図っていくことが必要です。

さらに、少子高齢化の進行は、今後、若年就業者などの労働力人口の減少を加速させることから、地域産業の活力を維持するためには、若者はもとより、これまで以上に、女性やシニア世代、外国人などの多様な人材の活躍により担い手不足の解消を図っていくとともに、働きやすい就業環境の整備を進める必要があります。

農林業についても、就業者の高齢化や就業人口の急激な減少に加え、貿易自由化の影響などにより地域農業を取り巻く環境が厳しさを増すことも見込まれることから、新規就農者や林業従事者など、担い手となる人材を育成、確保するとともに、生産効率を高めていくことが必要です。

また、農村集落においても、担い手の高齢化、後継者不足などが懸念されることから、これらに対応し、地域コミュニティとしての機能を維持していくことが求められています。

施策1 魅力の活用、発信と競争力の強化 **重点**

国内はもとより、海外の市場も視野に入れながら、安全・安心でクリーンな農産物やデザイン性と品質の高い家具など、本市の地場製品が持つ魅力を高めるための取組を支援し、競争力を強化するとともに、国内外へのプロモーションを展開するなど、その魅力を広く発信し、販路の開拓・拡大を促進します。

また、東日本大震災以降、国内企業等においてリスクの分散や事業継続計画の見直しが活発化している中、新たに造成した動物園通り産業団地など本市の産業基盤を活用し、地震等の大規模自然災害が少なく、冷涼な気候であるなど、本市の強みを生かした企業誘致を推進します。

さらに、医療機関が集積していることや、北北海道における良質な食材の集積地であることをはじめとする本市の特性や資源を活用した新たな産業の創出に取り組むなど、地元企業、誘致企業、高等教育機関や研究機関などとも連携しながら、地域産業の活性化を図ります。

施策2 地域産業の持続的発展 **重点**

ものづくり産業の技術者や技能者、農業者など、地域産業の持続的な発展を担う人材を育成、確保しながら、技術や技能を持つ人が本市に定着し、能力を発揮できる環境づくりを進めます。

また、若者をはじめ、女性やシニア世代、外国人、本市にUIJターンを望む人など多様な人材が、様々な分野において、適性に合った仕事ができる働きやすい環境を整備するとともに、新規創業や企業の新分野への進出を促進するなど、雇用や経営に関する支援体制の充実を図ります。

農林業については、効率的な農地集積、集約や農地の有効利用、農作業の省力化、森林施業の集約を進めるなど、生産性の高い農林業の構造を構築するとともに、本市が持つ豊かな自然や美しい農村の景観を活用し、都市と農村の交流を促進するなど、農村集落の活性化を図ります。

【成果指標の目標値設定の考え方及び指標の取り方】

- 有効求人倍率
 - ・全道値と同程度かそれ以上の水準で推移しており、全同値の水準を維持することを目標とします。
 - ・旭川公共職業安定所管内の数値を用いています。
- 農業生産額
 - ・農業の生産性が高まり、基準値より増加することを目標とします。

基本目標 3 活力と賑わいにあふれ、経済が力強く発展するまちを目指します

基本政策 7 温かなまちの賑わいと国内外との多様な交流の創出

中心市街地や各地域の個性を生かし、人が集い、感動につながる取組を進めるとともに、交通機能などの充実を図り、まち全体の魅力を高めます。

こうした魅力を広く発信し、新たな人の流れを作り出し、まちが人を呼ぶ温かな賑わいづくりを進めます。

また、拠点機能の強化や広域連携による観光振興などに取り組み、多様な交流を世界に広げ、本市はもとより北北海道全体の活性化を図ります。

【目標像】

- 本市の魅力向上や機能強化が図られ、まち全体に新たな人の流れと賑わいが生まれています。
- 空港の機能充実や国内外への路線拡大のほか、交通結節機能の強化により、北北海道の交通の要衝として、拠点性の強化が図られています。
- 本市の魅力が広く発信されており、国内外から多くの人々が訪れ、まちの活性化が図られています。
- 国外との多様な交流が拡大し、本市をはじめ北北海道全体において人やまち、産業などの国際化が図られています。

【成果指標】

指標名及び説明	基準値	第1期実績値 (R1) (2019)	第1期目標値 (R1) (2019)	第2期目標値 (R5) (2023)	第3期目標値 (R9) (2027)
旭川市は活気と賑わいのあるまちだと思ふ市民の割合 (まちに賑わいや活気があるかを市民の意識で計ります) [旭川市民アンケート調査]	21.7% (H27)	20.2% (R1)	25%	28.5%	32%
中心部の歩行者数 (中心部に賑わいがあるかを計ります)	130,407人 (H27)	117,635人 (H29)	136,000人	136,000人	145,000人
高速交通利用者数 (市外との交流が活発になっているかを計ります)	687.9万人 (H25)	696.2万人 (H29)	695万人	700万人	705万人
観光客宿泊延数 (国内外から訪れる観光客が本市に滞在している状況を計ります)	74.4万泊 (H26)	108.3万泊 (H30)	100万泊	130万泊	130万泊

【成果指標の目標値設定の考え方及び指標の取り方】

○旭川市は活気と賑わいのあるまちだと思ふ市民の割合

- ・まちに賑わいや活気があると思ふ市民が約2割と少ないことから、その割合が増加することを目標とします。
- ・市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています。

○中心部の歩行者数

- ・中心市街地活性化の取組を進めることにより、14.5万人となることを目標とします。
- ・中心市街地活性化協議会による旭川平和通買物公園通行量調査(平日・休日)の平均値の数値としています。
- ・旭川駅北広場と平和通買物公園宮下通から9条通までの間の12か所において調査した数値としています。

○高速交通利用者数

- ・国内外から本市を訪れる人が増えることにより、まちの賑わいや活力が高まることから、本市への人の流入が705万人になることを目標とします。
- ・高速交通利用者数は、JR旭川駅の降客数及び旭川空港の降客数と、旭川鷹栖、旭川北両IC出口利用者数(両IC出口台数×2.5人/台(車両平均搭乗人数))の合計としています。

【現状と課題】

市内中心部は、北彩都あさひかわの整備が完了し、豊かな自然を取り込んだ特徴的な都心空間が形成された一方、百貨店の閉店などによる衰退が懸念される中、今後は、平和通商店街や銀座商店街のほか、クリスタル橋及び氷点橋を介してつながりが深まった神楽地区など既存の中心部を含めた中心市街地全体の活性化が必要です。

また、近年、消費の低迷のほか、大型商業施設の郊外への出店、店主の高齢化や後継者不足等により地域の商店街を取り巻く環境は厳しさを増しており、市民に身近な商店街の再生が求められています。

公共交通については、平成28年に、JR北海道が、本市を起点とする路線を含む「単独では維持することが困難な線区」を発表したところであり、今後は、公共交通網の維持、確保とともに、放射状道路と環状道路で構成される本市の道路網の特徴を生かした地域内交通の機能充実や、旭川空港をはじめ、北北海道の交通の要衝としての拠点性の向上など、まちの機能の充実が求められています。

観光については、これまで全国的な知名度を持つ旭山動物園や豊かな自然や食などを生かした様々な観光振興を図っていますが、経済効果の高い宿泊を伴う観光客や、夏季に比べ大きく落ち込んでいる冬季観光客を増やしていくことが求められており、通年滞在型観光への取組が重要です。

また、地方への移住に向けた取組も全国的に活発化してきていることなどから、受入体制を充実させるとともに、国内外にまちの魅力を広く発信していくことが必要です。

施策1 まちの活性化と公共交通網の充実 **重点**

豊かな自然環境と都市の利便性を併せ持つ個性を生かしながら、北彩都あさひかわと既存の中心部との機能連携や回遊性を確保するとともに、来街の促進や都市機能の誘導を推進するなど、中心市街地の活性化を図るほか、地域コミュニティの核となる商店街においては、活力を創出する取組や交流の場としての機能向上を促進するなど、民間活力の導入も進めながら、まち全体に新たな人の流れと賑わいを創出します。

また、市民の生活の足や本市を訪れる人々の移動手段として、JR路線やバス路線など公共交通の維持、確保を基本としながら、公共交通を軸とした利便性の高い交通体系の充実などに取り組み、まちの機能強化を図ります。

さらに、国内外の都市と結ばれ、高い利便性や就航率を誇る旭川空港の機能充実や路線拡大を図るほか、北北海道の交通の要衝としての都市の拠点性を高めます。

施策2 四季を通じた観光の振興 **重点**

本市固有の魅力を磨き上げ、都市型スノーリゾート地域の構築などの冬季観光客の増加に向けた観光資源の活用や開発を行うとともに、上川中部圏域の連携を深め、国内外の多様なニーズに対応した四季を通じて楽しめる滞在交流型観光に向けた取組を進めるなど、観光の振興による稼ぐ地域づくりを推進します。

また、官民が連携してイベントの充実やコンベンションの誘致を図るなど、本市の多様な魅力を効果的に情報発信しながら、市民一人一人のおもてなしの心の醸成と受入体制の充実を図り、地域を訪れる国内外の人々が魅力に感動し、居心地の良さを感じることが出来る環境を創出します。

施策3 多様な交流と国際化の推進 **重点**

豊かな自然と都市機能が調和していることなど、本市の地域資源を最大限に活用しながら、官民が連携して幅広い世代の移住・定住の促進に取り組むほか、本市出身者や勤務経験者などで本市と継続的に関わりを持つ関係人口の拡大を推進するとともに、国外との都市間交流の拡大を図り、人やまち、産業などの国際化を進めます。

【成果指標の目標値設定の考え方及び指標の取り方】

○観光客宿泊延数

・本市を訪れる観光客数の増加により、宿泊延数が130万泊になることを目標とします。

基本目標 4 自然と共生し、安全・安心な社会を支える強靱なまちを目指します

基本政策 8 四季を通じて暮らしやすい快適な都市の構築

市民や地域、行政などがそれぞれの役割を担い、効果的な雪対策を推進するほか、自然と調和した景観づくりを進め、四季を通じて快適な住環境の創出を図ります。

また、人口や社会ニーズの変化を見据え、市営住宅や道路、水道など社会資本の計画的かつ効率的な運用を図り、暮らしの安全を支える都市の構築に取り組みます。

【目標像】

- 社会資本が良好に機能し、安全・安心な市民生活や社会活動が営まれています。
- まちづくりの担い手が力を発揮し、雪対策や魅力ある景観づくりなど、四季を通じて快適に暮らせる住環境が形成されています。

【成果指標】

指標名及び説明	基準値	第1期実績値 (R1) (2019)	第1期目標値 (R1) (2019)	第2期目標値 (R5) (2023)	第3期目標値 (R9) (2027)
快適に生活できる環境にあると感じている市民の割合 (快適な市民生活の基盤となる安定した都市機能が保たれているかを市民の意識で計ります) [旭川市民アンケート調査]	38.6% (H27)	39.4% (R1)	42%	45.5%	49%
心地良い景観だと感じている市民の割合 (川や緑など自然と調和した本市の特徴的な景観が良好に保たれているかを市民の意識で計ります) [旭川市民アンケート調査]	37.4% (H27)	36.2% (R1)	42%	46%	50%
環境基準達成度 (快適で健康に暮らせる生活環境が保たれているかを計ります)	11/14 項目 (H26)	13/14 項目 (H30)	14/14 項目	14/14 項目	14/14 項目

【成果指標の目標値設定の考え方及び指標の取り方】

○快適に生活できる環境にあると感じている市民の割合

- ・市民の約4割が身近な生活環境を快適に生活できる環境であると感じており、その割合が増加することを目標とします。
- ・市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています。

○心地良い景観だと感じている市民の割合

- ・市民の約4割が都市の景観が保たれていると感じており、その割合が増加することを目標とします。
- ・市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています。

○環境基準達成度

- ・大気、水質、騒音に関する合計14項目の環境基準の全てが適合することを目標とします。
- ・環境基本法において「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められている環境基準（大気、水質、騒音）14項目のうち適合した数としています。

【現状と課題】

旧町村との合併や郊外地域への宅地造成などに伴い、徐々に郊外へ市街化区域が広がったことなどから、中心市街地では居住地や商業地などの利用が低下しており、土地利用の適正化が求められています。

また、道路や橋りょう、水道といった暮らしを支える社会資本の老朽化が進んでおり、地震や水害などの自然災害に備えた改修、今後の少子高齢化や人口減少を見据えた適正化や長寿命化などが課題となっています。

適正に管理されていない空家等や空地、耐震基準を満たしていない建築物など、安全で良好な都市環境を整備する上での課題が生じているほか、バリアフリー化や省エネルギー性能の向上など、既存住宅ストックの改善や長寿命化に向けたニーズが高まっており、これらの対応が求められています。

河川など都市部の自然を取り込んだ都市計画の下、市民の営みや地域の活動などにより育まれてきた本市の素晴らしい街並みの継承と魅力的な景観形成を進めるとともに、冬季の快適性向上のため、安定した除排雪体制の継続的な確保が必要です。

施策1 市民生活を支える都市機能の維持

災害や事故などの危機に備えながら、コンパクトで効率的な都市づくりを進めるとともに、道路や橋りょう、公園など、社会資本の計画的かつ適切な保全やそれらを適正に管理する技術力を確保し、将来にわたり快適な市民生活を支える安定した都市機能を維持します。

また、市民の暮らしに無くてはならない「安全な水道水」を安定して供給するため、水道管路や施設の計画的な維持保全や危機管理体制の強化などを進めます。

施策2 暮らしやすい都市環境の充実

市民や地域、行政などが共に役割を担い、冬季の快適な生活を支える安定した除排雪体制を確保するほか、自然と調和した景観づくりを進め、四季を通じて快適に暮らせる環境の充実を図ります。

また、既存建築物等の耐震化、長寿命化やアスベスト対策、空家等の適正管理の推進、住宅ストックの改善、環境保全・監視体制の強化など、住み慣れた場所において快適な生活をするために必要な取組を行い、暮らしやすい都市環境づくりを推進します。

基本目標 4 自然と共生し、安全・安心な社会を支える強靱なまちを目指します

基本政策 9 環境負荷の低減と自然との共生の確保

豊かな自然環境を損なうことなく次代に引き継ぐことができるよう、環境に対する市民意識を高めるとともに、野生生物の保護など生物多様性の保全を進めます。

また、快適な生活環境の確保はもとより、3R（排出抑制、再使用、再生利用）の推進や地域特性を生かしたエネルギーの有効利用の促進など、環境負荷の低減を図り、環境に配慮したまちづくりを進めます。

【目標像】

- 環境に対する市民の意識が高まり、人と自然が共生できる社会が形成されています。
- 環境に配慮したライフスタイルが定着し、循環型社会が形成されています。
- 省エネ対策や再生可能エネルギーの導入などにより、低炭素社会が形成されています。

【成果指標】

指標名及び説明	基準値	第1期実績値 (R1) (2019)	第1期目標値 (R1) (2019)	第2期目標値 (R5) (2023)	第3期目標値 (R9) (2027)
ごみ総排出量 (廃棄物の発生・排出抑制が進んでいるかを計ります)	118,548t (H26)	117,227 t (H30)	112,800t	109,000 t	100,000t
温室効果ガス排出量 (環境負荷の低減が進んでいるかを計ります)	2,695 千 t-CO ₂ (H23)	3,406 千 t-CO ₂ (H27)	2,525 千 t-CO ₂	2,376 千 t-CO ₂	2,193 千 t-CO ₂
緑などの自然環境が良いと感じている市民の割合 (恵まれた自然という地域資源が生活環境の中で生かされているかを市民の意識で計ります) [旭川市民アンケート調査]	59.0% (H27)	57.9% (R1)	62%	65.5%	69%

【成果指標の目標値設定の考え方及び指標の取り方】

- **ごみ総排出量**
・ごみの減量化や資源化の取組を進めることにより、家庭ごみ、事業系ごみを含む総排出量が10万tまで減少することを目標とします。
- **温室効果ガス排出量**
・様々な社会経済活動に起因する二酸化炭素などの温室効果ガス排出量を、2005年(H17)年度比で25%削減することを目標とします。
- **緑などの自然環境が良いと感じている市民の割合**
・市民の約6割が緑などの自然環境が良いと感じており、その割合が増加することを目標とします。
・市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています。

【現状と課題】

生物多様性の損失が地球規模で進んでいる中、本市でも気候変動や外来種の侵入、山林等の利用状況の変化などによって野生生物の生息環境への影響が生じているため、自然環境の保全に向けた調査や対策に取り組む必要があります。

一方、カタクリの大群落の保存やサケが遡上する河川環境の再生など、多くの市民や関連団体の活動の成果が徐々に表れており、そうした活動が将来にわたって続けられるよう、市民の意識の醸成や指導的な役割を担う人材の育成が重要です。

ごみ排出量は、有料化以降横ばい状態であり、今後は、少子高齢化や核家族化などに伴うライフスタイルの変化に対応した廃棄物の排出抑制をより一層進めるとともに、更なる分別意識の向上を図る必要があります。

また、ごみ処理については、最終処分場の埋立処分量の抑制や廃棄物エネルギー回収の効果を追求した新たなごみ処理システムの構築を目指し、市民の理解を得ながら、これに対応したごみ処理施設の整備を進めていく必要があります。

本市においては、旭川市公共下水道事業計画に定めた区域の整備をほぼ完了しており、今後は、老朽化した管路などの整備・保全のほか、一部未処理となっている生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止を図ることが必要です。

また、地球温暖化の原因となっている二酸化炭素など温室効果ガスの排出抑制は、世界全体の大きな課題であることから、市民一人一人の意識を高め、市民や事業者、行政などが一体となって取り組むことが求められています。

施策1 自然共生社会の形成

人と自然が共生した社会の形成を目指すためには、自然への理解を深め、多様な生命を尊重する市民意識の醸成が重要であることから、家庭や学校、地域などの様々な場面において、自然とのふれあいや体験を含めた環境学習の実施など、地域に根ざした取組を進めるとともに、自然環境の基礎的な調査や指導的役割を担う人材の育成に取り組めます。

また、本市固有の自然環境や緑地の保全、活用、整備のほか、外来種対策など、市民や地域、行政などが一体となった取組を広げ、生物多様性の保全を進めます。

施策2 循環型社会の形成

家庭ごみにおける生ごみや事業系ごみに含まれる古紙などの減量・資源化をはじめとした3Rを着実に進めるとともに、市民や地域、行政などが一体となった取組を広げ、総合的なごみの減量化に取り組めます。

さらに、エネルギー資源としてごみを有効活用するごみ処理システムの構築により、消費型社会から脱却した循環型社会の形成を推進します。

また、生活排水の適正処理により、公共用水域の水質保全を図り、水資源を適切に循環します。

施策3 低炭素社会の形成

環境への負荷の少ない低炭素社会の形成に向けて、市民や事業者、行政などが一体となって、徹底した省エネルギー対策をはじめ、地域特性を生かした再生可能エネルギーの利用促進などの取組を展開します。

また、効率的な交通体系の構築や積雪寒冷地である本市の特性に対応した暮らしの創出、分散型エネルギーシステムの導入など、スマートコミュニティの構築に向けた取組を推進します。

基本目標 4 自然と共生し、安全・安心な社会を支える強靱なまちを目指します

基本政策 1 0 安心につながる安全な社会の形成

防災・消防・救急体制の充実をはじめ、地域の安全を担う消防団の強化や自主防災組織の育成を進め、広域的な連携の下、大規模自然災害等に即応できる総合的な防災力の強化を図ります。

また、悲惨な交通事故の根絶や多様化する犯罪の撲滅を目指し、市民の安心につながる安全な社会づくりを進めます。

【目標像】

- 市民や地域、行政などが共に協力し、災害に強いまちづくりが進められています。
- 悲惨な交通事故や犯罪の未然防止が図られ、安全・安心な市民生活が確保されています。

【成果指標】

指標名及び説明	基準値	第1期実績値 (R1) (2019)	第1期目標値 (R1) (2019)	第2期目標値 (R5) (2023)	第3期目標値 (R9) (2027)
災害や犯罪などに対して不安を感じている市民の割合 (安全・安心なまちに向けた取組が進んでいるかを市民の意識で計ります) [旭川市民アンケート調査]	61.5% (H27)	67.9% (R1)	58%	54.5%	51%
市民の人的災害り災率 (事故や事件などの人為的な災害が減っているかを計ります)	1.36% (H26)	0.91% (H30)	1%未満	1%未満	1%未満

【成果指標の目標値設定の考え方及び指標の取り方】

- **災害や犯罪などに対して不安を感じている市民の割合**
 - ・市民の約7割が災害や犯罪などに不安を感じていることから、その割合が減少することを目標とします。
 - ・市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています。
- **市民の人的災害り災率**
 - ・人為的な災害に遭うこと（り災）が1%未満になることを目標とします。
 - ・10月1日現在の住民基本台帳に対する、交通事故発生件数、出火件数、事故救急出動件数、犯罪発生件数の割合としています。

【現状と課題】

東日本大震災以降、災害に強いまちづくりの重要性が高まっており、平成25年12月には「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が制定され、本市においても、地震や水害、雪害など大規模自然災害等に強い地域づくりを進め、市民の生命及び生活を守ることができるよう防災力を向上させることが求められています。

特に、近年、短時間で集中的な豪雨等が頻発し、本市においても、都市部での浸水被害のほか、ペーパン川等の氾濫により、農地などでも被害が発生しており、そうした災害への対応が課題となっているほか、平成30年9月の北海道胆振東部地震は、大規模な停電や中高層住宅における断水の発生など、多くの課題や教訓をもたらしました。

さらに、自然災害だけではなく、武力攻撃や大規模テロなども視野に入れ、本市のあらゆる危機事態に対応できる総合的な防災力の強化が必要です。

また、火災予防業務の複雑多様化、救急救命士の医療行為の拡大などにより、より高度な技術を有する人材や必要な車両、資機材等の整備などが求められています。

一方、市内の交通事故発生件数及び負傷者数は共に減少傾向にあるものの、悲惨な交通事故は後を絶たず、今後の高齢化の進行とともに高齢者が関わる事故の増加が懸念されています。

また、安全で安心なまちづくり条例や暴力団排除条例、客引き勧誘行為等防止条例の推進により、犯罪数などが減少傾向にあるものの、全国あるいは本市においても、高齢者や青少年が被害者となる悪質な犯罪が発生し、その手法もインターネットを利用したものなど多様化しており、関係機関と連携した対策が求められています。

施策1 危機対応力の強化

これまでの災害に係る検証を踏まえながら、大規模自然災害等に即応できる体制・機能の充実のほか、関係機関・団体等や広域による連携を強化するとともに、市民の防災や安全確保に関する意識の向上、消防団の強化、自主防災組織の育成や地域と連携した災害時における要配慮者への支援の充実など、自助、共助、公助の視点から、災害の未然防止や被害の軽減につながる防災力の強化を図ります。

また、多様化・複雑化する消防需要に対応するため、必要な知識や技術を持つ人材を育成・確保するとともに、将来の高齢化の進行に伴う救急需要の増加に備え、救急業務体制の充実強化を図るなど、救命率向上につながる取組を進めます。

施策2 交通安全と防犯体制の充実

関係機関や団体等との連携の下、街頭啓発や交通安全教室等を効果的かつ継続的に実施し、交通安全意識や交通マナーの向上など、家庭や学校、地域などの実情や特性に応じた交通事故の未然防止対策を推進します。

また、市民による自主防犯活動の推進をはじめ、特殊詐欺に関わる情報提供、暴力団の排除や悪質な客引き勧誘行為の防止に取り組むほか、悪質商法など消費に関わる情報提供や専門的な相談体制の充実により消費生活の安定と向上を図り、市民が安心して暮らせる環境づくりを進めます。

基本目標5 互いに支え合い、共に築くまちを目指します

基本政策11 市民、地域、行政が結び付き、心が通い合う環境づくり

市政情報の効果的な発信や市民ニーズの的確な把握に努めるなど、市民や地域、行政などがそれぞれの役割や責任を自覚し、協力して課題解決に取り組むことができる環境づくりを進めます。また、男女が互いに尊重し、責任を分かち合う男女共同参画社会の形成を推進します。

【目標像】

- 市民や地域が主体的に考え行動し、活気ある市民活動や地域活動が展開されています。
- 行政が市政に関する情報を分かりやすく発信し、市民と行政の情報共有が図られています。
- 男女が性別にかかわらず個性や能力を十分に発揮しています。

【成果指標】

指標名及び説明	基準値	第1期実績値 (R1) (2019)	第1期目標値 (R1) (2019)	第2期目標値 (R5) (2023)	第3期目標値 (R9) (2027)
本市に愛着や親しみを感じている市民の割合 (市民が郷土愛を抱くようなまちづくりが行われているかを市民の意識で計ります) [旭川市民アンケート調査]	77.8% (H27)	76.7% (R1)	78%	79%	80%
まちづくりに関心がある市民の割合 (市民が関心を持てるようなまちづくりが行われているかを市民の意識で計ります) [旭川市民アンケート調査]	73.0% (H27)	70.0% (R1)	75%	77.5%	80%
地域で主体的に活動している市民の割合 (市民が主役となってまちづくりが進められているかを市民の意識で計ります) [旭川市民アンケート調査]	13.5% (H27)	13.4% (R1)	17%	21%	25%
ワーク・ライフ・バランスを実現できていると思う市民の割合 (男女が能力を発揮し、活躍できているかを市民の意識で計ります) [旭川市民アンケート調査]	17.3% (H27)	22.0% (R1)	25%	26.5%	28%

【成果指標の目標値設定の考え方及び指標の取り方】

- **本市に愛着や親しみを感じている市民の割合**
 - ・これまで約8割の高い水準で推移しており、その水準を維持することを目標とします。
 - ・市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています。
- **まちづくりに関心のある市民の割合**
 - ・市民の約7割がまちづくりに関心を持っており、その割合が増加することを目標とします。
 - ・市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています。
- **地域で主体的に活動している市民の割合**
 - ・地域での行事や活動に主催者や企画者として参加している市民が約2割に満たないことから、その割合が増加することを目標とします。
 - ・市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています。
- **ワーク・ライフ・バランスを実現できていると思う市民の割合**
 - ・ワーク・ライフ・バランスを実現できていると思う市民の割合が約2割と少ないことから、その割合が増加することを目標とします。
 - ・市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています。

【現状と課題】

少子高齢化・人口減少が進行し、核家族や単身高齢者世帯が増加する中、地域住民のつながりの希薄化が進み、市民ニーズや地域が抱える課題が多様化、複雑化しています。

また、町内会加入率の低下に見られるように、地域への帰属意識や支え合いの機能の低下、さらには、地域における担い手の高齢化やリーダー不足など、地域コミュニティに対する懸念が広がっています。

一方、ボランティア団体やNPO法人などによる市民活動が広まりつつあることから、こうした団体や組織の主体的なあるいは行政との協働による取組を推進し、公共的課題の解決を図っていく必要があります。

そのためには、市民が必要とする情報を分かりやすく伝えるとともに、市民ニーズを的確に把握し、市民と行政との情報共有や相互の理解を深めていくことが重要となります。

また、個人のライフスタイルに合わせて、仕事や家庭生活、地域活動などを充実させることができる社会の実現に向けた取組を推進する必要があります。

施策1 市民主体のまちづくりの推進

市民が主体的にあるいは行政との協働による課題解決を促進するため、ボランティア団体やNPO法人などによる市民活動に関する情報の発信や市民への周知を図るとともに、これらの団体が、その特徴を生かしながら公共的役割を担える環境づくりを進めます。

また、市民と行政の互いの理解や信頼を深めるため、市役所の広報力を強化し市民が必要な情報を分かりやすく効果的に提供するとともに、幅広い世代の市民の視点に立った多様な市民参加を推進し、市民ニーズの的確な把握と協働のまちづくりを推進します。

施策2 地域主体のまちづくりの推進 **重点**

地域の特色を生かした地域住民による主体的な活動や地域の包括的な課題解決に向けて、地域まちづくり推進協議会を通じた各団体の連携による活動の促進や、自治意識の醸成につながる各種研修等を実施するなど、総合的な支援システムを構築し、住民自治組織の機能強化を図ります。

また、地域活動の活性化や地域の連帯感の向上を図るため、人や情報が集まる地域活動拠点の整備や機能の充実を図ります。

施策3 男女共同参画社会の形成

男女が性別にかかわらず、一人一人の個性や能力を生かし、やりがいや充実感を得ながら、職場や家庭、地域などにおいて、ライフステージに応じた多様な生き方が実現・選択できる社会を構築するため、女性の活躍や男性の家庭参画、男女のワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進等、課題解決に向けた取組を進めます。

基本目標 5 互いに支え合い、共に築くまちを目指します

基本政策 1 2 広域連携によるまちづくり

北北海道全体の活性化を目指し、本市の地理的特性や都市機能等を生かすとともに、上川中部圏域や北北海道の自治体をはじめ、国や道などの他の機関との連携や相互の補完を進めます。

【目標像】

- 他市町村との交流、連携や相互の補完が進み、広域的な共通課題の解決や魅力の向上が図られています。
- 本市の都市機能等を生かした取組が推進され、北北海道の活性化に貢献しています。

【成果指標】

指標名及び説明	基準値	第1期実績値 (R1) (2019)	第1期目標値 (R1) (2019)	第2期目標値 (R5) (2023)	第3期目標値 (R9) (2027)
上川中部定住自立圏形成協定に基づく取組数 (日常生活において特に結び付きが強い上川中部1市8町の連携が進んでいるかを計ります)	152 (H27)	154 (R1)	166	166	182
北北海道の自治体との連携による取組数 (北北海道の自治体との連携が進んでいるかを計ります) ※上川中部定住自立圏(1市8町)形成協定に基づく取組数を除く	26 (H27)	38 (R1)	28	41	46

【成果指標の目標値設定の考え方及び指標の取り方】

- 上川中部定住自立圏形成協定に基づく取組数
 - ・上川中部1市8町の連携を推進することにより、基準値より増加することを目標とします。
- 北北海道の自治体との連携による取組数
 - ・北北海道の自治体との連携を推進することにより、基準値より増加することを目標とします。

【現状と課題】

本市では、これまで1市8町による定住自立圏形成協定や道北市長会9市による災害時の相互応援に係る体制づくりを進めてきたほか、愛知県北名古屋市との防災協定をはじめ、鹿児島県南さつま市とは防災協定に加え姉妹都市提携を行うなど、地域を越えた自治体間の連携強化に取り組んでいます。

また、「北の恵み 食べマルシェ」では、北北海道をはじめ姉妹都市等からの出店など、都市間の交流が広がっています。

本市をはじめ、北北海道においては、少子高齢化・人口減少などが大きな課題となっており、今後、住民サービスを維持しつつ多様な行政ニーズに対応していくためには、これまで以上に地域の資源や魅力を生かし、圏域全体で個性を発揮するとともに、関係機関などとの協力関係を広げていくことが重要です。

さらに、本市には、北北海道の拠点都市としての機能を生かすことや、広域連携による産業や防災、教育など、様々な取組のけん引役となることが求められています。

施策1 広域自治体ネットワークの強化

上川中部圏域をはじめ北北海道全体の活性化や広域的な共通課題の解決などを図るため、本市の地理的特性や都市機能等を生かし、国や道をはじめ、他自治体との交流、連携を深めます。

また、道内外の自治体との都市間ネットワークを強固にし、相互の連携や補完に取り組みます。

基本目標 5 互いに支え合い、共に築くまちを目指します

基本政策 1 3 機能的で信頼される市役所づくり

市政課題の多様化や様々な危機にも迅速かつ的確に対応できる人材を育成するとともに、効率的でより機能性を発揮する組織体制づくりを進めます。

また、市民に信頼される公平・公正な市政を推進し、限られた行政資源の最適な配分と協働の視点による効率化とサービスの質の充実を図り、将来の世代に責任の持てる行財政運営に努めます。

【目標像】

- 市役所や市職員が力を発揮し、まちづくりの担い手として信頼されています。
- 次の世代のまちづくりを支える健全な財政が受け継がれています。

【成果指標】

指標名及び説明	基準値	第 1 期 実績値 (R1) (2019)	第 1 期 目標値 (R1) (2019)	第 2 期 目標値 (R5) (2023)	第 3 期 目標値 (R9) (2027)
市役所に対して良い印象を持っている市民の割合 (市民と市役所の信頼関係が構築されているかを市民の意識で計ります) [旭川市民アンケート調査]	39.2% (H27)	37.1% (R1)	43%	46.5%	50%
実質公債費比率 (市の借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる経費の大きさを、計画的な財政運営が行われているかを計ります)	7.0% (H26)	7.8% (H30)	6.6%	7.8%	7.8%
将来負担比率 (将来財政を圧迫する可能性の度合いの大きさを、将来の世代に過度に負担を先送りしない財政運営が行われているかを計ります)	90.3% (H26)	89.5% (H30)	86.0%	93.1%	93.1%

【成果指標の目標値設定の考え方及び指標の取り方】

- 市役所に対して良い印象を持っている市民の割合
 - ・市民の約 4 割が市役所に対して良い印象を持っていますが、市民の半数が以前と比較して良くなったと思うことを目標とします。
 - ・市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています。
- 実質公債費比率
 - ・健全な財政運営を進めることにより、第 1 期の実績値を維持することを目標とします。
- 将来負担比率
 - ・健全な財政運営を進めることにより、平成 30 年度の決算を参考に算定した数値を目標とします。

【現状と課題】

地方分権が進展し、自主自律のまちづくりが求められる中、多様化、複雑化する地域課題や住民ニーズに対応するため、市民、事業者、NPOなど様々な主体と行政との協働を促進するとともに、市民の期待と信頼に応える市役所づくりが重要となっています。

また、自然災害をはじめ、新型インフルエンザ等の流行や巧妙化する犯罪など、市民の生命や財産を脅かす様々な危機が発生しており、これらのリスクを最小限に抑え、緊急時に迅速かつ的確に対処する体制の強化が求められています。

一方、少子高齢・人口減少社会の進行に伴い、市税収入の減少も想定されるとともに、地方税財政制度の先行きも不透明な状況にあります。

このため、不断の行財政改革を推進し、社会保障関係経費をはじめ、老朽化が進む社会資本の保全費用の増大など、将来の財政需要に対応できる健全な財政運営を進めていく必要があります。

施策1 信頼に応える市政の推進

職員研修をはじめ、成果を重視する人事評価制度の充実などを通じ、職員一人一人の使命感と能力を高めるとともに、社会情勢等の変化に的確に対応できる組織を構築し、新たな課題に果敢に挑戦する組織風土を醸成します。

また、災害、事故その他の危機に備えた意識や対応力を高め、国や北海道、関係機関との連携の下、危機管理体制の強化を図ります。

一方で、法令を遵守し、適正な事務を執行することはもとより、防災拠点としての機能を有する安全・安心な新庁舎整備に向けた取組を進めながら、市民が分かりやすく利用しやすい窓口サービスの提供や地域のまちづくり活動を支援する支所機能の強化を図ります。

さらに、個人情報保護等を徹底しながら、情報公開制度の適正な運用をはじめ、情報通信技術（ICT）の活用により事務効率の改善や利便性の向上を図るほか、オープンデータの取組を推進するなど市民との協働の視点に立った情報の共有を進めます。

施策2 効率的で効果的な行財政運営の推進

自助、互助、公助によりこれまで進めてきた市民との協働や民間活力の導入のほか、新たな仕組みや連携の構築を進めます。

また、最少の経費で最大の効果を発揮するよう絶えず事務事業を見直し、行政資源の「選択と集中」による効果的かつ効率的な活用を図りながら、総合計画を着実に推進します。

さらに、市税をはじめとする負担の公平性の確保、未利用保有財産の計画的な売却促進などにより、自主財源の安定確保に取り組むとともに、市有建築物や道路等の社会資本の適切な保全、運用を進め、財政規律を踏まえながら、公営企業等も含めた健全な財政基盤の構築に努めます。

6 都市づくりの基本方策

本市では、市民生活の向上や地域経済の活性化を図るため、時代に即した都市計画の下、住宅や学校、公園、産業基盤の整備をはじめ、航空路線や鉄道網、道路網など交通体系の充実、自然環境の保全等を進めてきており、都市機能は一定の水準に達しています。

こうした中、「都市づくりの基本方策」は、基本構想の5つの基本目標、13の基本政策を都市構造の視点から横断的に捉えた「都市構造の方向性」に基づく取組を推進するための基本となる考え方を示しています。

基本方策1 「コンパクト化」と「ネットワーク化」の推進

恒常的な賑わいや利便性向上につながる都市機能の最適化を促すため、地域それぞれの役割や機能を市民と行政が共に考えながら、「歩いて暮らせる生活範囲」を基本的なスケールとし、まとまりのある居住エリアの形成や都市機能の集積など「コンパクト化」への取組と、それと連携した交通体系の機能充実など「ネットワーク化」への取組を進めます。

【現状と課題】

- ・ 中心市街地などにおける居住地や商業地の土地利用率が低下する中、中心市街地や一般市街地のそれぞれが機能的に役割分担された土地利用を進めながら、コンパクトで利便性と持続性の高いまちづくりを推進していく必要があります。
- ・ 公共交通機関の利用が低下し、公共交通空白地域が発生している中、市民生活や地域振興に欠かせない公共交通の維持、確保を基本としながら、コンパクトなまちづくりにつながる公共交通ネットワークの機能の充実を図る必要があります。

【方策】

- ・ 中心市街地や地域の核となる拠点を中心に、商業、医療、福祉など日常生活を支える都市機能の維持・集積を誘導するとともに、その周辺など利便性の高いエリアへの居住の誘導を図ることにより、人口規模に見合ったコンパクトな都市空間の形成を目指します。
- ・ 居住や都市機能の集積と連携した公共交通ネットワークの機能充実などへの取組を進め、効率的で快適な移動手段を確保します。
さらに、安全性や環境との調和にも配慮しながら、交通施設や公共交通のバリアフリー化などを進めるとともに、公共交通や自転車などの利用を促進するなど、誰もが使いやすい交通体系の形成を目指します。

基本方策2 経済活動の活性化につながる基盤づくり

経済活動の活性化につながる土地利用の推進を図るとともに、周辺自治体を持つ多様な魅力の活用と連携を図り、人や物、情報などの対流を圏域から世界に広げ、北北海道全体の国内外での競争力を高めます。

【現状と課題】

- ・ 郊外型大型店の進出や後継者不足などによる中心市街地や地域の商店街の衰退が懸念される中、各地域において、経済活動の活性化につながる土地利用を進める必要があります。
- ・ 農山村集落における高齢化の進行や後継者不足による農地の荒廃化が進む中、農山村集落の地域コミュニティの維持、充実を図るとともに、優良な農地を維持・保全していくための取組を進める必要があります。
- ・ 空港、鉄道、都市間バスなどの広域交通間の連携などにより、都市の拠点性の強化に取り組みとともに、観光地としての魅力の向上を図るなど、国内外における北北海道の競争力を高める必要があります。

- ・ 地域産業のほか、福祉や公共サービスも含め、労働力不足が顕著となる中で、急速に発展するAIや自動走行など先端技術の産業や生活への導入も検討していく必要があります。

【方策】

- ・ 中心市街地をはじめとする各地域の特徴などに応じた都市機能の維持・集積の誘導、居住の誘導などを図るとともに、地域コミュニティの場として親しみやすい商店街を形成するなど、経済活動の活性化につながる土地利用の推進を図ります。
- ・ 農業においては、郊外部に点在する農山村集落の環境を維持し、優良な農地の維持・確保を図るとともに、効率的な農地の集積、集約や農地の有効利用などにより、生産性の高い構造の構築を進めます。
- ・ 文化や歴史、地形など地域の特性が反映された個性豊かで多様な空間の充実により、観光地としての魅力の向上などを図るとともに、本市の持つ都市機能と自然や農業など圏域自治体の持つ多様な魅力の連携を強化します。
- ・ 鉄道、都市間バスなど、公共交通の乗換えの円滑化を図るとともに、都市圏内の各方面と連結を強化する主要幹線道路網や道内主要都市との交流に対応し、交通の高速化、効率化を確保する広域道路網の整備を推進します。
- ・ 国内及び国外の諸都市との結びつきを強化するため、道内拠点空港としての役割を發揮する旭川空港の機能強化を図ります。
- ・ 先端技術の導入に関わる様々なニーズに対応しながら、積雪寒冷地技術の実証試験地として企業等の誘致を推進するなど、本市の産業基盤を効果的に活用し、本市の特性を生かした経済活動の活性化を図るとともに、これら先端技術の産業や生活への導入を図ります。

基本方策3 安全で豊かなライフスタイル実現への取組

防災・減災機能の強化や自然環境の保全・再生・活用を進めるなど、安全・安心を確保しながら、利便性の高い都会的な暮らしから、四季を色濃く体感できる田舎暮らしに至るまで、多様なライフスタイルを選択できる魅力的な環境を整えます。

【現状と課題】

- ・ 暴風雪や豪雪における災害など、積雪寒冷地特有の災害のほか、近年、豪雨や大規模な地震の発生など、北海道内においても様々な自然災害が発生している中、大規模自然災害を想定した災害に強いまちづくりを推進していく必要があります。
- ・ 適切に管理されていない空家等が増加するとともに、建築物の耐震化率が伸び悩み、生活環境への悪化につながることも懸念される中、これらへの対策を進める必要があります。
- ・ 高齢化が進行する中、ユニバーサルデザイン等へのニーズが高まってきており、これらへの対応を進める必要があります。
- ・ 地球温暖化が進行する中、地域の資源や特性を生かしたエネルギーを効率的に活用するなど、環境負荷の少ないまちづくりを推進していく必要があります。
- ・ 侵略的外来種の侵入や野生生物の生息環境が変化する中、地域の生物多様性の維持に向けた対策を進める必要があります。

【方策】

- ・ 河川における水害対策や丘陵地における土砂災害対策など防災対策を充実するとともに、国や道、他自治体のほか、電気、ガス、通信、交通などの民間事業者と連携した社会資本の耐震性の確保や災害時のバックアップ機能の強化を進めるなど、総合的な防災力の強化を図ります。
- ・ 市民や地域、行政などが共に役割を担い、冬季の快適な生活を支える安定した除排雪体制を継続的に確保するなど、積雪時の災害にも有効に対応できる雪に強い環境づくりを推進します。
- ・ 適正に管理されていない空家等について、除却や修繕、利活用などの対策を進めるほか、建築物の耐震化やアスベスト対策、適正な維持保全を推進します。
- ・ 森林や河川、公園等の維持管理、保全や生物多様性保全のための取組のほか、エネルギー資

源等としての森林の活用推進を図るとともに、生活の質を高め、環境負荷低減を図るスマートコミュニティの実現への取組を進めます。

- ・ 樹林地や河川緑地、道路緑地、公園緑地、各種施設緑地を結び、緑のネットワークの形成を図ることで、豊かな自然と都市が調和する景観に優れた緑あふれるまちづくりを進めます。
- ・ 誰もが暮らしやすく、多様なライフスタイルの実現に向けて、公共施設などにおいてユニバーサルデザインの導入やバリアフリー化を進めるとともに、豊かな自然と都市が調和した快適な環境のための整備を進めます。

基本方策4 「造る」から「保全・活用」への転換

少子高齢化・人口減少や社会資本の老朽化が進む中、将来世代への健全な資産として引き継ぐため、50年、100年先の都市の在り方を見据え、「造る」から「保全・活用」への転換を図ります。

【現状と課題】

- ・ 少子高齢化・人口減少が進行し、財政状況が厳しさを増している中、多くの社会資本において老朽化による改修や更新の時期を迎えており、これらに係る財政負担の軽減や平準化に向けて、公共施設や道路、公園、下水道等の最適な配置や長寿命化などを図る必要があります。

【方策】

- ・ 人口規模などに応じて必要な機能やサービスを集約するなど、公共施設保有量の最適化を図るほか、施設の適切な保全により長寿命化や耐震化を進めるとともに、民間との連携などにより効果的・効率的に施設を運営することで、将来にわたり安心して利用できる公共施設等の持続的な提供を目指します。
- ・ 基本方策1から3までに掲げる都市、交通、自然、防災等に係る機能維持・充実を支えるためにも、人口や社会ニーズの変化を見据え、社会資本ストックの計画的な運用を図り、快適で安全・安心な暮らしを支える都市の構築を目指します。

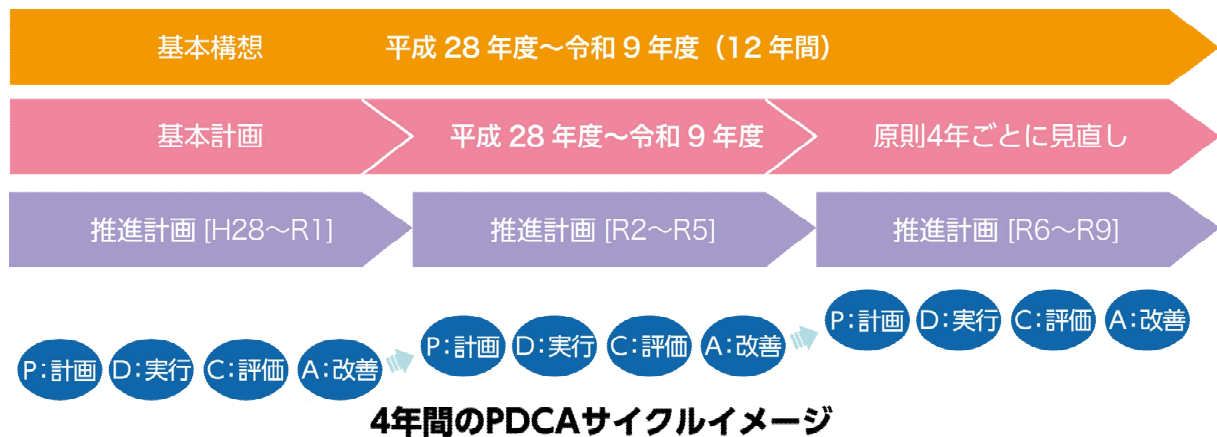
総合計画の推進について

1 PDCAサイクルについて

第8次旭川市総合計画では、目標の達成に向けて最適な手段である取組や事業を選択するため、施策・事業の計画を立て、実行し、その結果を評価することにより、次年度に向けて改善を図るPDCAサイクルに基づく進行管理を行います。

PDCAサイクルとは、計画（Plan：プラン）、実行（Do：ドゥ）、評価（Check：チェック）、改善（Action：アクション）を継続的に行うことで、最適な手段となる取組や事業の実行を目指すマネジメントの手法です。

計画の効果的な推進が図られているかを評価・検証し、取組の事業の選択や再構築に生かしていきます。



2 推進計画について

推進計画では、基本計画の施策に基づき、具体的な方向を示す「展開施策（事業群）」を位置付け、それを構成する取組や事業をまとめています。

期間は、基本計画の見直しに合わせて、平成28年度（2016年度）から令和元年度（2019年度）までの4年間の第1期、以降令和2年度（2020年度）から令和5年度（2023年度）までを第2期、令和6年度（2024年度）から令和9年度（2027年度）までを第3期とし、展開施策を構成する取組や事業については、毎年度、財政状況や事業成果などを踏まえて見直しを行います。

また、推進計画では、展開施策ごとに評価指標を設定し、各種の事業が目標の達成に貢献しているどうかを計るとともに、その進捗状況を客観的に図る目安・尺度として活用します。

推進計画に位置付ける各種事業の実施によって、評価指標を押し上げ、それらが上位の成果指標の目標値達成につながっていきます。

3 SDGs（持続可能な開発目標）と総合計画の関係について

(1) SDGsの趣旨・概要・国の動きについて

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、平成27年度に国連で採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、貧困や格差の問題、持続可能な消費や生産、気候変動対策など先進国が取り組まなければならない課題を含む、全ての国に適用される普遍的（ユニバーサル）な目標とされているものであり、17のゴール（目標）と169のターゲットが掲げられ、その実現に向けた取組が広がっています。

SDGsは、我が国においても、平成28年度に、SDGsの実施に当たっての「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」が策定されており、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す。」というビジョンのもと、8つの優先課題と「子供の貧困対策の推進」、「高等教育の充実」、「コンパクト＋ネットワークの推進」など、SDGsを達成するための具体的な施策を推進することとしています。また、同指針において、SDGsを全国的に実施するために、各地方自治体に対し、各種計画や戦略、方針の策定や改訂に当たってはSDGsの要素を最大限反映することを奨励することとしています。



(2) 第8次旭川市総合計画におけるSDGsの考え方

本市においても、子どもの貧困対策や環境・エネルギー政策、持続可能な都市づくりなど、総合計画のもとでSDGsの要素を推進しているところであり、SDGsと総合計画の関係を「見える化」し、総合計画に基づく各基本政策が世界の課題解決に向けた目標の達成に繋がっていることを共有します。

(3) SDGsの17の目標と第8次旭川市総合計画の関係

持続可能な開発目標 (SDGs) 17の目標	第8次旭川市総合計画	
	基本政策（関連する主なもの）	SDGsと関連する主な施策の内容（抜粋）
 <p>目標1. あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ</p>	1 子育てに希望を持ち、子どもの成長を支える環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> 子どもが健やかに育つ家庭環境づくりのため、子育てに関わる経済的支援を進める。(施策1) 身近な場所で子どもの成長や子育てを支えるため、地域における子育て支援の拠点づくりの推進や子育てに関わる地域活動の担い手の拡大を図る。さらに、男性の育児参加の促進や子育てに配慮した労働環境の整備、子どもの貧困への対策など、社会全体で子育てを支える環境づくりを進める。(施策2)
	3 互いに支え合う福祉の推進	高齢者や障害者、生活困窮者等にとって必要な生活支援をはじめ、様々な福祉分野の情報を分かりやすく提供(施策1)
	4 次代の担い手が、生き生きと学ぶ教育の推進	教育の機会均等を図るため、就学助成など保護者の経済的な負担を軽減(施策2)
 <p>目標2. 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する</p>	2 生涯を通じて健康に暮らせる保健・医療の推進	市民の健康づくりへの意識向上を図り、子どもの頃からの食育や歯の健康づくり、健全な生活習慣の実践など、市民一人一人の主体的な健康づくりを推進(施策1)
	6 魅力と活力のある産業の展開	安全・安心でクリーンな農産物など、本市の地場産品が持つ魅力を高めるための取組を支援し、競争力を強化するとともに、国内外へのプロモーションを展開するなど、その魅力を広く発信し、販路の開拓・拡大を促進(施策1)
 <p>目標3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する</p>	2 生涯を通じて健康に暮らせる保健・医療の推進	<ul style="list-style-type: none"> 市民の健康づくりへの意識向上を図り、子どもの頃からの食育や歯の健康づくり、健全な生活習慣の実践など、市民一人一人の主体的な健康づくりを推進 特定健診やがん検診等の受診を促進するとともに、保健指導の充実を図り、健康寿命の延伸とQOL(生活の質)の向上を目指す。 市民の健康を守るため、質の高い医療を確保することをはじめ、休日・夜間における救急医療体制の維持など安心して医療を受けられる環

		境づくりを進める。(施策1) ・ 安全な衛生環境を確保するため、基本的な知識の普及啓発をはじめ、関連施設への検査・指導や食品の安全性の確保、新型インフルエンザ等の感染症への対策などの健康危機管理体制の確立に努める。(施策2)
	3 互いに支え合う福祉の推進	高齢者や障害者、生活困窮者等の多様なニーズに応じた福祉サービスの提供(施策1)
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	目標4. すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	4 次代の担い手が、生き生きと学ぶ教育の推進 質の高い教育の推進のほか、特別な支援を必要とする子どもたちやいじめ、不登校など悩みを抱える子どもたちへの支援や各種相談体制等を充実(施策1)
	5 スポーツや文化に親しみ、学びを深める環境づくり	生涯を通じて自らの知識や能力の向上、暮らしの充実を目指し、自発的な意思に基づいて自らを深めようとする学習活動を推進(施策1) アイヌ文化や郷土芸能など、これまで培われてきた地域文化の伝承・保存に努める。(施策2)
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	目標5. ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る	11 市民、地域、行政が結び付き、心が通い合う環境づくり 男女が性別にかかわらず、一人一人の個性や能力を生かし、やりがいや充実感を得ながら、職場や家庭、地域などにおいて、ライフステージに応じた多様な生き方が実現・選択できる社会を構築するため、女性の活躍や男性の家庭参画、男女のワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進等、課題解決に向けた取組を進める。(施策3)
	8 四季を通じて暮らしやすい快適な都市の構築	「安全な水道水」を安定して供給するため、水道管路や施設の計画的な維持保全や危機管理体制の強化(施策1)
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	目標6. すべての人々に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する	9 環境負荷の低減と自然との共生の確保 ・ 人と自然が共生した社会の形成を目指すためには、自然への理解を深め、多様な生命を尊重する市民意識の醸成が重要であることから、家庭や学校、地域などの様々な場面において、自然とのふれあいや体験を含めた環境学習の実施など、地域に根ざした取組を進めるとともに、自然環境の基礎的な調査や指導的役割を担う人材の育成に取り組む。(施策1) ・ 生活排水の適正処理により、公共用水域の水質保全を図り、水資源を適切に循環(施策2)
	9 環境負荷の低減と自然との共生の確保	環境への負荷の少ない低炭素社会の形成に向けて、市民や事業者、行政などが一体となって、徹底した省エネルギー対策をはじめ、地域特性を生かした再生可能エネルギーの利用促進などの取組を展開(施策3)
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	目標7. すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する	6 魅力と活力のある産業の展開 ・ ものづくり産業の技術者や技能者、農業者など、地域産業の持続的な発展を担う人材を育成、確保しながら、技術や技能を持つ人が本市に定着し、能力を発揮できる環境づくり
	8 働きがいも経済成長も	目標8. すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用および

	ディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)を推進する		<ul style="list-style-type: none"> 若者をはじめ、女性やシニア世代、外国人、本市にU I Jターンを望む人などが、様々な分野において、適性に合った仕事ができる環境を整備するとともに、新規創業や企業の新分野への進出を促進するなど、雇用や経営に関する支援体制の充実(施策2)
		7 温かなまちの賑わいと国内外との多様な交流の創出	本市固有の魅力を磨き上げ、冬季観光客の増加に向けた観光資源の活用や開発を行うとともに、上川中部圏域の連携を深め、国内外の多様なニーズに対応した四季を通じて楽しめる滞在交流型観光の確立(施策2)
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	目標9. 強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る	6 魅力と活力のある産業の展開	北北海道における良質な食材の集積地であることをはじめとする本市の特性や資源を活用した新たな産業の創出に取り組むなど、高等教育機関や研究機関などとも連携しながら、地域産業の活性化を図る。(施策1)
	 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	目標10. 国内および国家間の格差を是正する	3 互いに支え合う福祉の推進
			11 市民、地域、行政が結び付き、心が通い合う環境づくり
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	目標11. 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする	5 スポーツや文化に親しみ、学びを深める環境づくり	文化芸術活動への支援や文化芸術に接する機会の充実、文化芸術関連施設の機能の充実を図るなど、多様で個性豊かな北国らしい文化の振興を図る。また、アイヌ文化や郷土芸能など、これまで培われてきた地域文化の伝承・保存に努めるとともに、それらの活用や魅力の発信等を進める。(施策2)
		7 温かなまちの賑わいと国内外との多様な交流の創出	市民の生活の足として、また、本市を訪れる人々の移動手段として、公共交通を軸とした利便性の高い交通体系の充実などに取り組み、まちの機能強化を図る。(施策1)
		8 四季を通じて暮らしやすい快適な都市の構築	災害や事故などの危機に備えながら、コンパクトで効率的な都市づくりを進めるとともに、道路、公園など、社会資本の計画的かつ適切な保全やそれらを適正に管理する技術力を確保し、将来にわたり快適な市民生活を支える安定した都市機能を維持(施策1)
		10 安心につながる安全な社会の形成	大規模自然災害等に即応できる体制・機能の充実のほか、関係機関・団体等や広域による連携を強化するとともに、消防団の強化、自主防災組織の育成や地域と連携した災害時における要配慮者

			への支援の充実など、自助、共助、公助の視点から、災害の未然防止や被害の軽減につながる防災力の強化を図る。(施策1)
 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	目標12. 持続可能な消費と生産のパターンを確保する	9 環境負荷の低減と自然との共生の確保	家庭ごみにおける生ごみや事業系ごみに含まれる古紙などの減量・資源化をはじめとした3Rを着実に進めるとともに、市民や地域、行政などが一体となった取組を広げ、総合的なごみの減量化に取り組む。さらに、エネルギー資源としてごみを有効活用するごみ処理システムの構築により、消費型社会から脱却した循環型社会の形成を推進する。(施策2)
 <p>13 気候変動に 具体的な対策を</p>	目標13. 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る	9 環境負荷の低減と自然との共生の確保	<ul style="list-style-type: none"> 本市固有の自然環境や緑地の保全、活用、整備のほか、外来種対策など、市民や地域、行政などが一体となった取組を広げ、生物多様性の保全を進める。(施策1) 環境への負荷の少ない低炭素社会の形成に向けて、市民や事業者、行政などが一体となって、徹底した省エネルギー対策をはじめ、地域特性を生かした再生可能エネルギーの利用促進などの取組を展開(施策3)
 <p>14 海の豊かさを 守ろう</p>	目標14. 持続可能な開発のために海洋資源を保全し、持続的に利用する	9 環境負荷の低減と自然との共生の確保	<ul style="list-style-type: none"> 家庭ごみにおける生ごみや事業系ごみに含まれる古紙などの減量・資源化をはじめとした3Rを着実に進めるとともに、市民や地域、行政などが一体となった取組を広げ、総合的なごみの減量化に取り組む。 生活排水の適正処理により、公共用水域の水質保全を図り、水資源を適切に循環(施策2)
 <p>15 陸の豊かさも 守ろう</p>	目標15. 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る	9 環境負荷の低減と自然との共生の確保	本市固有の自然環境や緑地の保全、活用、整備のほか、外来種対策など、市民や地域、行政などが一体となった取組を広げ、生物多様性の保全を進める。(施策1)
 <p>16 平和と公正を すべての人に</p>	目標16. 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する	1 子育てに希望を持ち、子どもの成長を支える環境づくり	妊娠・出産・子育てに関する不安を和らげ、安心した暮らしを送ることができるよう、各種相談や健診、訪問などを通じて妊産婦や保護者等が抱える課題の解消や子どもの成長段階に応じた情報提供を行うなど、関係機関との連携を強化しながら総合的な相談支援体制の充実を図る。(施策1)
		10 安心につながる安全な社会の形成	市民による自主防犯活動の推進をはじめ、特殊詐欺に関わる情報提供、暴力団の排除や悪質な客引き勧誘行為の防止に取り組むほか、悪質商法など消費に関わる情報提供や専門的な相談体制の充実により消費生活の安定と向上を図り、市民が安心して暮らせる環境づくりを進める。(施策2)

	<p>11 市民, 地域, 行政が結び付き, 心が通い合う環境づくり</p>	<p>市民が主体的にあるいは行政との協働による課題解決を促進するため, ボランティア団体や NPO 法人などの市民活動団体が, その特徴を生かしながら公共的役割を担える環境づくりを進める。(施策 1)</p>
	<p>13 機能的で信頼される市役所づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員研修をはじめ, 成果を重視する人事評価制度の充実などを通じ, 職員一人一人の使命感と能力を高めるとともに, 社会情勢等の変化に的確に対応できる組織を構築し, 新たな課題に果敢に挑戦する組織風土を醸成 ・ 災害, 事故その他の危機に備えた意識や対応力を高め, 国や北海道, 関係機関との連携の下, 危機管理体制の強化を図る。 ・ 法令を遵守し, 適正な事務を執行することはもとより, 安全・安心な新庁舎整備に向けた取組を進めながら, 市民が分かりやすく利用しやすい窓口サービスの提供や地域のまちづくり活動を支援する支所機能の強化を図る。 ・ 個人情報保護等を徹底しながら, 情報公開制度の適正な運用をはじめ, 情報通信技術 (ICT) の活用により事務効率の改善や利便性の向上を図るほか, オープンデータの取組を推進するなど市民との協働の視点に立った情報の共有を進める。(施策 1)
<p>17 <small>パートナーシップで目標を達成しよう</small></p>  <p>目標 17. 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>	<p>11 市民, 地域, 行政が結び付き, 心が通い合う環境づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民が主体的にあるいは行政との協働による課題解決を促進するため, ボランティア団体や NPO 法人などの市民活動団体が, その特徴を生かしながら公共的役割を担える環境づくりを進める。 ・ また, 市民と行政の互いの理解や信頼を深めるため, 市役所の広報力を強化し市民が必要な情報を分かりやすく提供するとともに, 市民の視点に立った多様な市民参加を推進し, 市民ニーズの的確な把握と協働のまちづくりを推進(施策 1)

(4) 第8次旭川市総合計画基本政策別のSDGs目標 (3の入替え)

総合計画基本政策	SDGsにおける17の目標と 169のターゲットにおける主な関連要素			
	SDGs 目標	169ターゲット における総合計画 との主な関連要素	SDGs 目標	169ターゲットに おける総合計画と の主な関連要素
1 子育てに希望を持ち、子どもの成長を支える環境づくり		・ 子ども含むすべての貧困状態の割合低下		・ 子どもに対する虐待などを撲滅
2 生涯を通じて健康に暮らせる保健・医療の推進		・ 栄養不良の解消など		・ 質の高い基礎的な保健サービス ・ 感染症への対処など
3 互いに支え合う福祉の推進	 	・ 貧困層及び脆弱層に対し十分な保護 ・ 障害などに関わりなく、すべての人々の平等を促進		・ 精神保健及び福祉を促進
4 次代の担い手が、生き生きと学ぶ教育の推進		・ 子ども含むすべての貧困状態の割合低下		・ 障害者や脆弱層が教育や職業訓練に平等にアクセスできるなど
5 スポーツや文化に親しみ、学びを深める環境づくり		・ 文化の多様性への理解の教育など		・ 文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化
6 魅力と活力のある産業の展開	 	・ 農産物の高付加価値化などを通じて、農業者の農業生産性及び所得向上 ・ 科学研究を促進し、技術能力を向上		・ 起業支援などを通じて中小企業の実立や成長を奨励 ・ 障害者などを含むすべての労働者の働きがいのある人間らしい仕事の確保など
7 温かなまちの賑わいと国内外との多様な交流の創出		・ 雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進		・ すべての人々が安全かつ安価で容易に利用できる持続可能な公共交通の確保

<p>8 四季を通じて暮らしやすい快適な都市の構築</p>	<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水利用の効率改善, 淡水の持続可能な採取及び供給を確保 	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 持続可能な都市化と, 居住に関する計画・管理の能力を強化
<p>9 環境負荷の低減と自然との共生の確保</p>	<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ すべての人々の適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスの達成など 	<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再生可能エネルギーの利用割合の拡大
	<p>12 つくる責任 つかう責任</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の発生防止, 再生利用及び再利用により, 廃棄物の発生を削減 	<p>13 気候変動に具体的な対策を</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気候変動の緩和, 適応, 影響軽減及び早期警戒に関する教育, 啓発など
	<p>14 海の豊かさを守ろう</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海洋ごみや富栄養化, 陸上活動による汚染など, あらゆる種類の海洋汚染を防止し, 削減 	<p>15 陸の豊かさを守ろう</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生物多様性を含む生態系の保全 ・ 外来種の侵入防止など
<p>10 安心につながる安全な社会の形成</p>	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貧困層などの保護に焦点をあてながら, 災害による被災者数の削減など 	<p>16 平和と公正をすべての人に</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ あらゆる場所において, すべての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を減少
<p>11 市民, 地域, 行政が結び付き, 心が通い合う環境づくり</p>	<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ すべての女性に対するあらゆる形態の差別を撤廃 ・ 女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保 	<p>10 人や国の不平等をなくそう</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 性別などにかかわらず, すべての人々の能力強化, 社会的, 経済的, 政治的な包含を推進
	<p>16 平和と公正をすべての人に</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対応的, 包摂的, 参加型及び代表的な意思決定を確保 	<p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 効果的な官民, 市民社会のパートナーシップを奨励・推進
<p>12 広域連携によるまちづくり</p>	<p>※広域連携の取組に関連する 1~17 の目標</p>			
<p>13 機能的で信頼される市役所づくり</p>	<p>16 平和と公正をすべての人に</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展など 		